



福岡医発第 1448 号 (地)

平成 27 年 8 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

都道府県及び市区町村による「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

標記の件につきまして、別添のとおり、日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

昨年、「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、その後、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 26 年 12 月 27 日)及び「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日)が閣議決定されたことに伴い、各市区町村においては、同法上、人口ビジョンを策定の上、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(市区町村の場合は都道府県総合戦略も含む)を勘案して、当該区域の実情に応じた「地方版総合戦略」を定めることが努力義務として定められており、地方版総合戦略には、各地域における医療・介護の提供体制や地域包括ケアシステムに関する内容が盛り込まれることが予想されます。

※地方版総合戦略に定める事項

- 一 都道府県(市区町村)の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 都道府県(市区町村)の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県(市区町村)が講ずべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県(市区町村)の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県(市区町村)が構ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、市区町村行政との協議等の対応につきよろしくお願い申し上げます。

平成 27 年 8 月 7 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

釜 范 敏

都道府県及び市区町村による「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて昨年、「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、その後、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日）及び「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日）が閣議決定されております。

さらに、各都道府県及び市区町村におきましても、同法上、人口ビジョンを策定の上、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（市区町村の場合は都道府県総合戦略も含む）を勘案して、当該区域の実情に応じた「地方版総合戦略」を定めることが努力義務として定められております。

※ 地方版総合戦略に定める事項

- 一 都道府県（市区町村）の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 都道府県（市区町村）の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県（市区町村）が構すべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県（市区町村）の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県（市区町村）が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

例えば、国の「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」では「地域医療介護提供体制の整備等」や「東京圏の医療・介護・少子化問題への対応」等が記載されておりますが、地方版総合戦略においても、各地域における医療・介護の提供体制や地域包括ケアシステムに関する内容が盛り込まれるものと思われます。

つきましては、現在、各都道府県や市区町村において地方版総合戦略の検討のため審議会等が設置されていることと存じますが、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴都道府県行政との協議等の対応につきよろしくお願いいたします。また、貴会管下郡市区医師会への周知方ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

日本医師会地域医療第1課／

地域包括ケア推進室

Tel 03-3942-6137 Fax 03-3946-2140

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

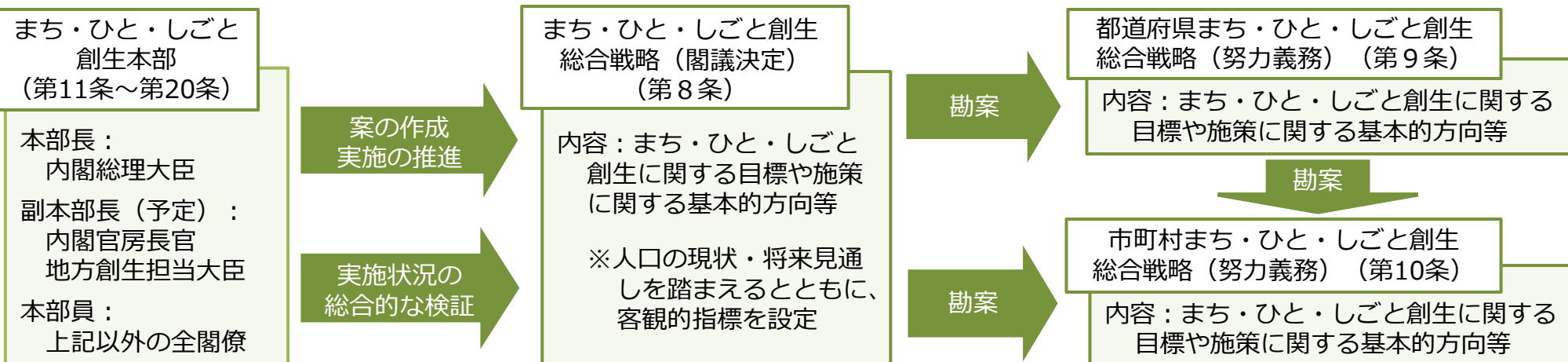
ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める



施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

地方への多様な支援と「切れ目」のない施策の展開

国

国の長期ビジョン:2060 年に1億人程度の人口を確保する中長期展望を提示

国の総合戦略:2015～2019 年度(5か年)の政策目標・施策を策定

地方

地方人口ビジョン:各地域の人口動向や将来人口推計の分析や中長期の将来展望を提示

地方版総合戦略:各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、2015～2019 年度(5か年)の政策目標・施策を策定

情報支援

○「地域経済分析システム」

・各地域が、産業・人口・社会インフラなどに関し必要なデータ分析を行い、各地域に即した地域課題を抽出し対処できるよう、国は「地域経済分析システム」を整備。

＜地方公共団体の戦略策定と国の支援＞

- ・地方が自立につながるよう自らが考え、責任を持って戦略を推進。
- ・国は「情報支援」、「人的支援」、「財政支援」を切れ目なく展開。

財政支援

○「地方版総合戦略」の策定・実施の財政的支援

人的支援

○「地方創生人材支援制度」

- ・小規模市町村に国家公務員等を首長の補佐役として派遣。

○「地方創生コンシェルジュ制度」

- ・市町村等の要望に応じ、当該地域に愛着・関心を持つ、意欲ある府省庁の職員を相談窓口として選任。

緊急的取組

経済対策(まち・ひと・しごと創生関連)

○地域住民生活等緊急支援のための交付金

地方創生先行型の創設

地方の積極的な取組を支援する自由度の高い交付金を、26 年度補正予算で先行的に創設。地方版総合戦略の早期かつ有効な策定・実施には手厚く支援。対象事業は、①地方版総合戦略の策定、②地方版総合戦略における「しごとづくりなど」の事業。メニュー例:UIターン助成金、創業支援、販路開拓など。

地域消費喚起・生活支援型

メニュー例:

プレミアム付商品券

低所得者等向け灯油等購入助成

ふるさと名物商品・旅行券

等

27年度

総合戦略に基づく取組

- 国:27年度を初年度とする「総合戦略」を推進。
- 地方:国の総合戦略等を勘案し、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定し、施策を推進。

税制・地方財政措置

○企業の地方拠点強化に関する取組を促進するための税制措置

○地方創生の取組に要する経費について地方財政計画に計上し、地方交付税を含む地方の一般財源確保 等

28年度以降

総合戦略に基づく取組

○総合戦略の更なる進展

新型交付金の本格実施へ

- 地方版総合戦略に基づく事業・施策を自由に行う
- 客観的な指標の設定・PDCA による効果検証を行う

※PLAN(計画)、DO(実施)、CHECK(評価)、ACTION(改善)の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法。

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像

長期ビジョン

総合戦略(2015～2019 年度の5か年)

中長期展望(2060 年を視野)

基本目標(成果指標、2020 年)

主な重要業績評価指標(KPI)(※1)

主な施策

「しごと」と「ひと」の好循環作り

地方における安定した雇用を創出する

- ◆若者雇用創出数(地方)
2020 年までの5年間で 30 万人
- ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020 年までに全ての世代と同水準
(15～34 歳の割合:92.2%(2013 年)
(全ての世代の割合:93.4%(2013 年))
- ◆女性の就業率 2020 年までに 73%
(2013 年 69.5%)

地方への新しいひとの流れをつくる

現状:東京圏年間 10 万人入超

- ◆地方・東京圏の転出入均衡(2020 年)
 - ・地方→東京圏転入 6万人減
 - ・東京圏→地方転出 4万人増

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合
40%以上(2013 年度 19.4%)
- ◆第1子出産前後の女性継続就業率
55%(2010 年 38%)
- ◆結婚希望実績指標 80%(2010 年 68%)
- ◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標
95%(2010 年 93%)

好循環を支える、まちの活性化

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ◆地域連携数など
※目標数値は地方版総合戦略を踏まえ設定

農林水産業の成長産業化

6次産業市場 10 兆円:就業者数5万人創出

訪日外国人旅行消費額3兆円へ(2013 年 1.4 兆円):雇業者数8万人創出

地域の中核企業、中核企業候補 1,000 社
支援:雇業者数8万人創出

地方移住の推進
:年間移住あっせん件数 11,000 件

企業の地方拠点強化
:拠点強化件数 7,500 件、雇業者数4万人増

地方大学等活性化:自県大学進学者割合平均 36%(2013 年度 32.9%)

若い世代の経済的安定:若者就業率 78%
(2013 年 75.4%)

妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援
:支援ニーズの高い妊産婦への支援実施 100%

ワーク・ライフ・バランス実現:男性の育児休業取得率 13%(2013 年 2.03%)

「小さな拠点」の形成
:「小さな拠点」形成数

定住自立圏の形成促進:協定締結等圏域数 140 圏域(2014 年4月時点 79 圏域)

既存ストックのマネジメント強化
:中古・リフォーム市場規模 20 兆円
(2010 年 10 兆円)

①地域産業の競争力強化(業種横断的取組)

- ・包括的創業支援、中核企業支援、地域イノベーション推進、対内直投促進、金融支援

②地域産業の競争力強化(分野別取組)

- ・サービス産業の付加価値向上、農林水産業の成長産業化、観光、ローカル版クールジャパン、ふるさと名物、文化・芸術・スポーツ

③地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策

- ・「地域しごと支援センター」の整備・稼働
- ・「プロフェッショナル人材センター」の稼働

① 地方移住の推進

- ・「全国移住促進センター」の開設、移住情報一元提供システム整備
- ・「地方居住推進国民会議」(地方居住(二地域居住を含む)推進)
- ・「日本版 CCRC※2」の検討、普及

②地方拠点強化、地方採用・就労拡大

- ・企業の地方拠点強化等
- ・政府関係機関の地方移転
- ・遠隔勤務(サテライトオフィス、テレワーク)の促進

③地方大学等創生5か年戦略

①若者雇用対策の推進、正社員実現加速

②結婚・出産・子育て支援

- ・「子育て世代包括支援センター」の整備
- ・子ども・子育て支援の充実
- ・多子世帯支援、三世帯同居・近居支援

③仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現(「働き方改革」)

- ・育児休業の取得促進、長時間労働の抑制、企業の取組の支援等

①「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成支援

②地方都市における経済・生活圏の形成(地域連携)

- ・都市のコンパクト化と周辺等のネットワーク形成
- ・「連携中枢都市圏」の形成
- ・定住自立圏の形成促進

③大都市圏における安心な暮らしの確保

④既存ストックのマネジメント強化

I. 人口減少問題の克服

◎2060 年に1億人程度の人口を確保

◆人口減少の歯止め

- ・国民の希望が実現した場合の出生率(国民希望出生率)=1.8

◆「東京一極集中」の是正

II. 成長力の確保

◎2050 年代に実質 GDP

成長率 1.5～2%程度維持

(人口安定化、生産性向上が実現した場合)

※1 Key Performance Indicator の略。政策ごとの達成すべき成果目標として、日本再興戦略(2013 年6月)でも設定されている。

※2 米国では高齢者が移り住み、健康時から介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービスを受けながら生涯学習や社会活動等に参加するような共同体(Continuing Care Retirement Community)が約2,000カ所ある。

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」が目指す将来の方向

◎人口問題に対する基本認識 ―「人口減少時代」の到来

- ・2008年に始まった人口減少は、今後加速的に進む。人口減少は地方から始まり、都市部へ広がっていく。
- ・人口減少は、経済社会に対して大きな重荷となる。
- ・東京圏には過度に人口が集中しており、今後も人口流入が続く可能性が高い。東京圏への人口の集中が日本全体の人口減少に結び付いている。

◎今後の基本的視点

○3つの基本的視点

- ①「東京一極集中」の是正
- ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
- ③地域の特性に即した地域課題の解決

○国民の希望の実現に全力を注ぐことが重要。



◎目指すべき将来の方向 ―将来にわたって「活力ある日本社会」を維持する

○若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上する。

- ・国民希望出生率1.8は、OECD諸国の半数近くが実現。我が国においてまず目指すべきは、若い世代の希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ること。

○人口減少に歯止めがかかると50年後1億人程度の人口が確保される。

- ・2030～2040年頃に出生率が2.07まで回復した場合、2060年には1億人程度の人口を確保すると見込まれる。

○さらに、人口構造が「若返る時期」を迎える。

- ・人口減少に歯止めがかかると、高齢化率は35.3%でピークに達した後は低下し始め、将来は27%程度にまで低下する。さらに高齢者が健康寿命を延ばすと、事態はより改善する。

○「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、50年後も実質GDP成長率は、1.5～2%程度が維持される。

◎地方創生がもたらす日本社会の姿

＜地方創生が目指す方向＞

○自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。

- ・全国一律でなく、地方自らが地域資源を掘り起し活用することにより、多様な地域社会を形成。

○外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る。

- ・外部人材の取り込みや国内外の市場との積極的なつながりによって、新たな発想で取り組む。

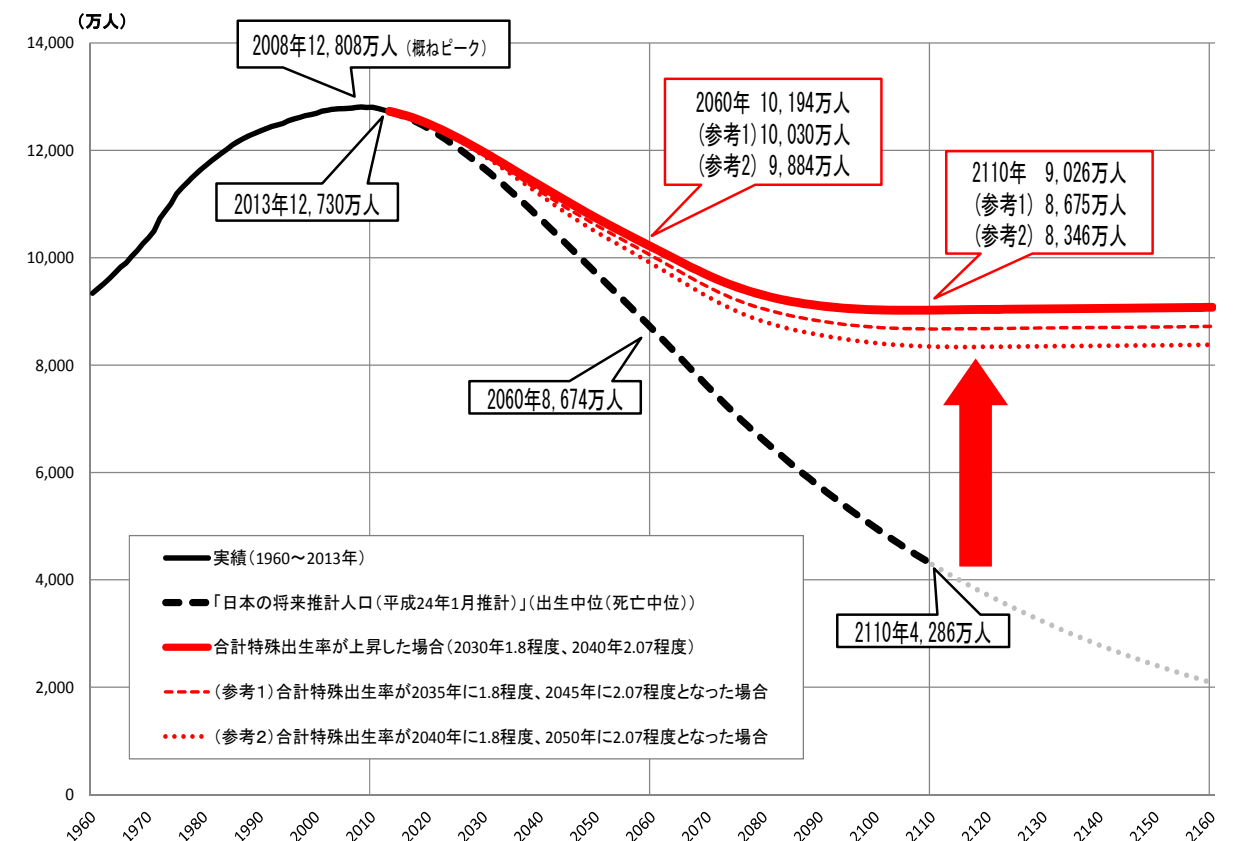
○地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る。

○東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す。

―地方創生は、日本の創生であり、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、日本全体を引っ張っていく

図1. 我が国の人口の推移と長期的な見通し

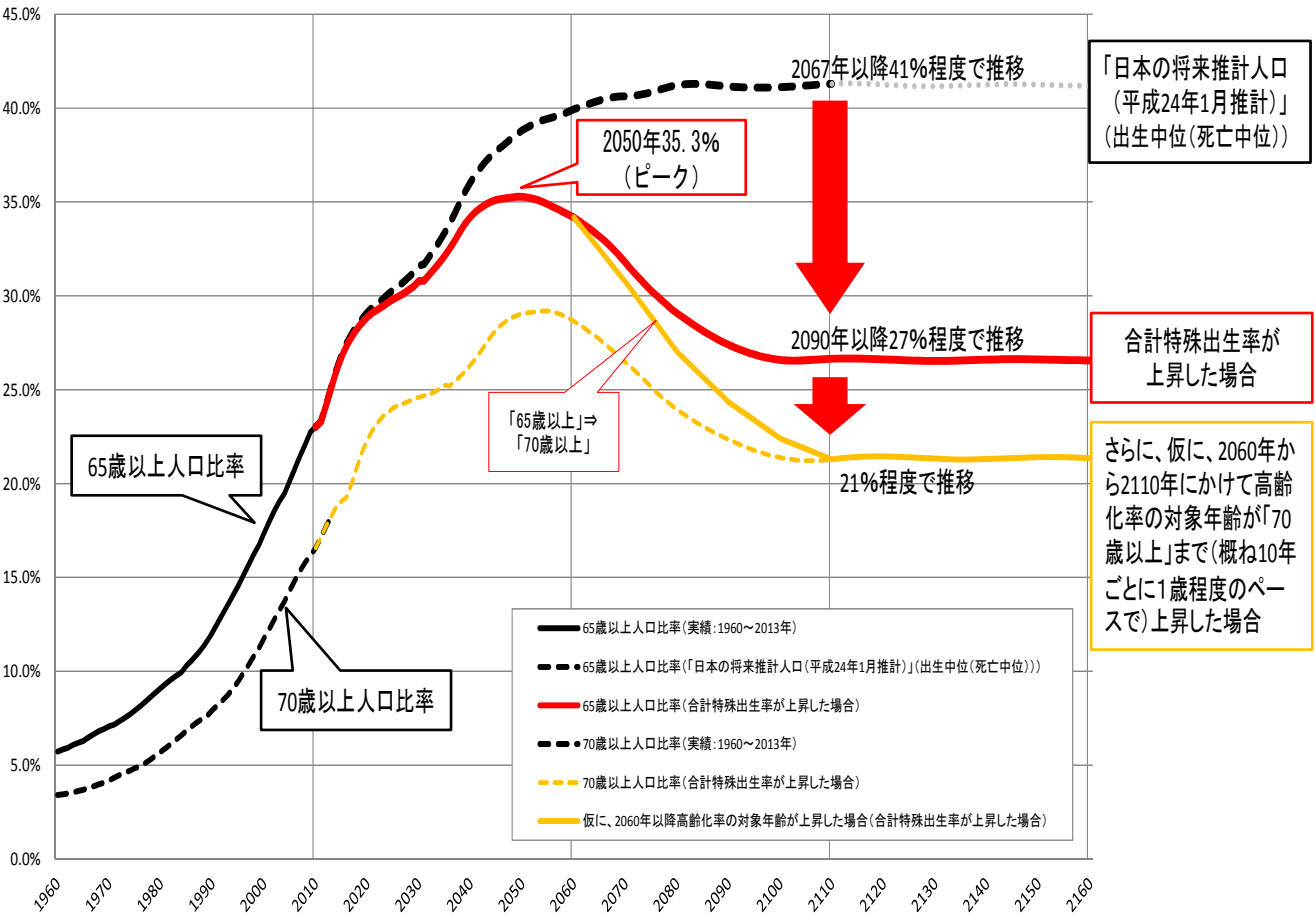
- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位（死亡中位））によると、2060年の総人口は約8,700万人まで減少すると見通されている。
- 仮に、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2020年には1.6程度）まで上昇すると、2060年の人口は約1億200万人となり、長期的には9,000万人程度で概ね安定的に推移するものと推計される。
- なお、仮に、合計特殊出生率が1.8や2.07となる年次が5年ずつ遅くなると、将来の定常人口が概ね300万人程度少なくなると推計される。



(注1)実績は、総務省統計局「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」は出生中位(死亡中位)の仮定による。2110～2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。
(注2)「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度(2020年には1.6程度)となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

図2. 我が国の高齢化率の推移と長期的な見通し

- 「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位（死亡中位））では、高齢化率（65歳以上人口比率）は、将来的に41%程度まで上昇すると見通されているが、仮に、出生率が上昇すれば、2050年の35.3%をピークに、長期的には、27%程度まで低下するものと推計される。
- さらに、将来的に健康寿命の延伸等に伴って高齢化率の対象年齢が「70歳以上」まで上昇するとすれば、高齢化率（70歳以上人口比率）は、概ね21%程度まで低下することとなる。

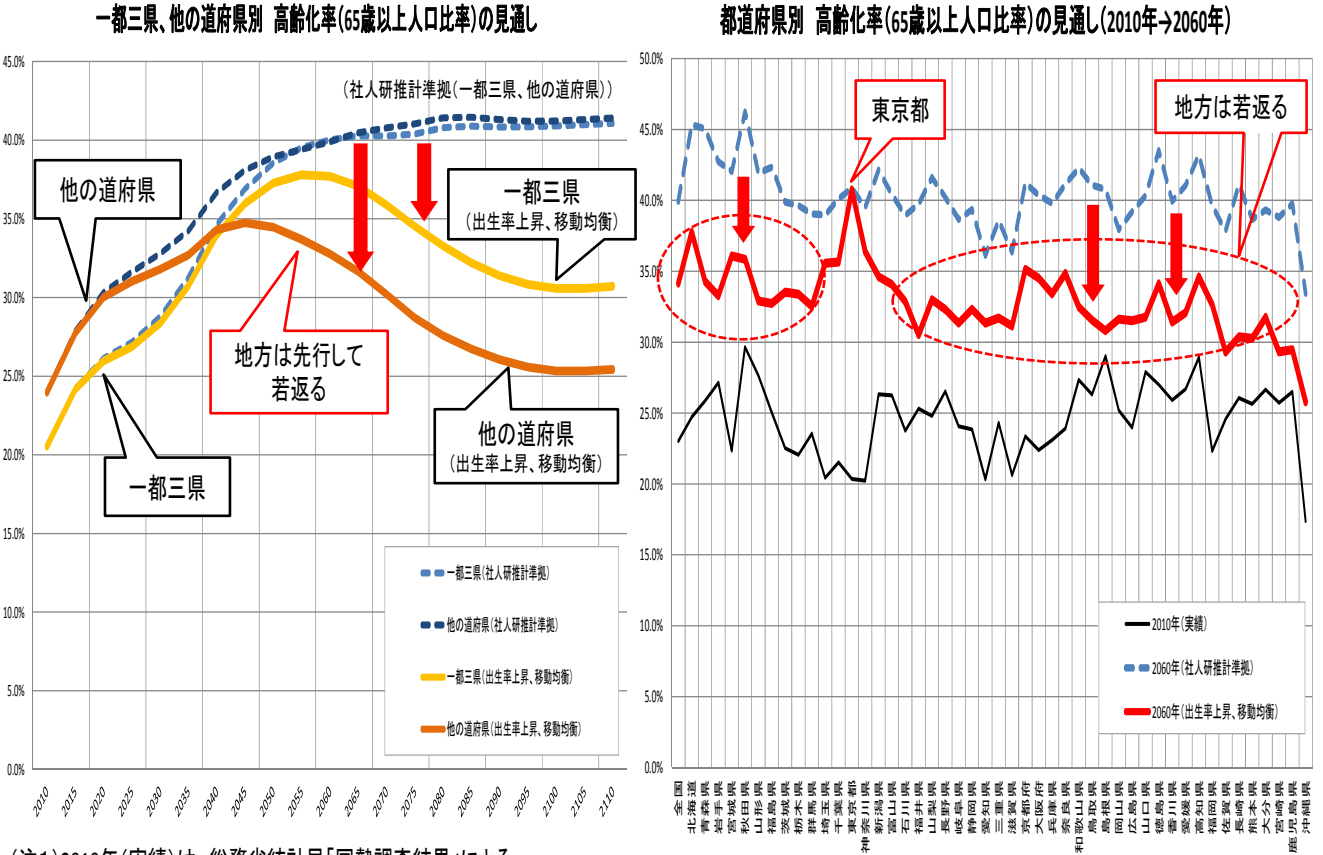


（注1）実績は、総務省統計局「国勢調査結果」「人口推計」による。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」は出生中位（死亡中位）の仮定による。2110～2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。

（注2）「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2020年には1.6程度）となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

図3. 地域別の高齢化率の長期的な見通し

- 現状のまま推移したとすれば、一都三県においても、他の道府県においても、2070～80年頃以降、高齢化率は41%程度で推移するものと推計される。
- 仮に、2040年までに、現行程度の地域間の出生率格差を残しつつ全国の合計特殊出生率が2.07程度まで上昇し、移動が均衡した場合には、高齢化率は、他の道府県では、2045年頃の35%程度をピークに25～26%程度まで低下、一都三県では、2055年頃の38%程度をピークに30～31%程度まで低下すると推計される。



（注1）2010年（実績）は、総務省統計局「国勢調査結果」による。

（注2）「社人研推計準拠」は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」の2040年までの傾向を延長して、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計したもの。性・年齢階級別人口が同研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位（死亡中位））の値に一致するよう補正を行っている。

（注3）「出生率上昇、移動均衡」は、上記「日本の地域別将来推計人口」のデータを用いて、現行程度の地域間の出生率格差を残しつつ、全国の合計特殊出生率の水準が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度と上昇し、かつ、2040年までに移動が均衡した場合（純移動率がゼロとなった場合）について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである（全国の推計値で補正を行っている）。

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン -概要-

—国民の「認識の共有」と「未来への選択」を目指して—

※ 「長期ビジョン」は、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後、取り組むべき将来の方向を提示するもの。

I. 人口問題に対する基本認識 -国民の認識の共有が最も重要である

1. 「人口減少時代」の到来

○2008年に始まった人口減少は、今後加速度的に進む。

2020年代初めは毎年60万人程度の減少だが、2040年代頃には年100万人程度の減少にまで加速する。

○人口減少の状況は、地域によって大きく異なる。

人口減少は、①第一段階（若年減少、老年増加）、②第二段階（若年減少、老年維持・微減）、③第三段階（若年減少、老年減少）を経て進行。東京都区部や中核市は「第一段階」だが、地方は既に「第二・三段階」に突入。2010～2040年の間に、東京都区部は▲6%に対して、人口5万人以下の地方都市は▲28%、過疎地域市町村は▲40%で、人口急減という事態。

○人口減少は地方から始まり、都市部へ広がっていく。

地方は、若い世代が東京圏へ流出する「社会減」と、出生率が低下する「自然減」の両者により、都市部に比べ数十年も早く人口減少。地方の人口が減少し、地方から大都市への人材供給が枯渇すると、いずれ大都市も衰退。

2. 「人口減少」が経済社会に与える影響

○人口減少は、経済社会に対して大きな重荷となる。

人口減少に伴う高齢化の結果、経済規模が縮小し、一人あたりの国民所得が低下するおそれ（人口オーナス）。

○地方では、地域経済社会の維持が重大な局面を迎える。

このまま推移すると、2050年には、現在の居住地の6割以上で人口が半分に以下に減少、2割の地域では無居住化すると推計されている。

3. 東京圏への人口の集中

○東京圏には過度に人口が集中している。

東京圏への集中度合いは国際的にも高い水準。東京圏は、長時間通勤、住宅価格の高さ、待機児童問題等様々な課題を抱えている。

○今後も東京圏への人口流入が続く可能性が高い。

人口流入は東京圏だけ（年間転入超過数：約10万人）であり、今後、東京オリンピックの開催や高齢化の進展は人口流入を増幅させる可能性。

○東京圏への人口の集中が、日本全体の人口減少に結び付いている。

このまま推移すると、「過密の東京圏」と「人口が極端に減った地方」が併存しながら人口減少が進行。地方に比べ低い出生率の東京圏に若い世代が集中することによって、日本全体としての人口減少に結び付いている。

Ⅱ. 今後の基本的視点

1. 人口減少問題に取り組む意義

○人口減少に対する国民の危機感が高まっている。

世論調査結果（2014年8月）では、9割以上の国民が「人口減少は望ましくない」と回答。

○的確な政策を展開し、官民挙げて取り組めば、未来は開ける。

先進国の中でも、いったん出生率が低下しながら、回復している国々が存在（フランス：1993年1.66→2010年2.0、スウェーデン：1999年1.50→2010年1.98）。

○人口減少への対応は、「待ったなし」の課題である。

出生率の向上が早いほど、効果は大きい。出生率の向上が5年遅れるごとに、将来の定常人口は概ね300万人ずつ減少。

2. 今後の基本的視点

○3つの基本的視点から取り組む。

人口減少に歯止めをかける「積極戦略」と、人口減少に対応するための「調整戦略」を同時に推進。

①「東京一極集中」の是正

②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現

③地域の特性に即した地域課題の解決

○国民の希望の実現に全力を注ぐ。

第一に、地方への移住の希望に応え、地方への新しいひとの流れをつくる。東京都在住者の4割は「移住する予定」又は「今後検討したい」という調査結果。

第二に、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。18～34歳の未婚男女の9割程度は結婚の意思、また、夫婦が予定する平均子ども数は2010年で2.07人。

○若い世代の結婚・子育ての希望に応える。

結婚の希望の実現のためには、「質」を重視した雇用を確保し、安定的な経済的基盤の確保をすることが必要。「子育て支援」は喫緊の課題。また、男女ともに子育てと就労を両立させる「働き方」の実現が重要。

Ⅲ. 目指すべき将来の方向

1. 「活力ある日本社会」の維持のために

◎今後目指すべき将来の方向は、将来にわたって「活力ある日本社会」を維持することである

○人口減少に歯止めをかける。

出生率が人口置換水準（2.07）に回復することが人口が安定する必須の条件。OECDレポート（2005年）では、日本は育児費用軽減や育児休業の取得促進、保育サービス拡充等の対策が講じられれば、出生率は2.0まで回復する可能性があるとの推計。

○若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上する。

国民希望出生率1.8は、OECD諸国の半数近くが実現。我が国においてまず目指すべきは、若い世代の結婚・子育て希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ること。

○人口減少に歯止めがかかると、2060年に1億人程度の人口が確保される。

2030～2040年頃に出生率が2.07まで回復した場合、2060年には総人口1億人程度を確保し、2090年頃には人口が定常状態になると見込まれる。

○さらに、人口構造が「若返る時期」を迎える。

人口減少に歯止めがかかると、高齢化率は2050年に35.3%でピークに達した後は低下し始め、2090年頃には現在とほぼ同水準の27%程度にまで低下する。若返りにより、「働き手」の増加が経済成長を牽引するなど経済的に好環境となる（人口ボーナス）。さらに高齢者が「健康寿命」を延ばすと、事態は更に改善。

○「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、2050年代に実質GDP成長率は、1.5～2%程度が維持される。

2. 地方創生がもたらす日本社会の姿

○自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。

地方創生が目指すのは、地域に住む人々が、自らの地域の未来に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会を形成すること。人口拡大期の全国一律のキャッチアップ型の取組ではなく、地方自らが地域資源を掘り起こし、それらを活用する取組が必要。また、地方分権の確立が基盤となる。

○外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る。

都市部から地方への新しいひとの流れを強くし、外部の人材を取り込んでいくことが重要。また、地域内や国内にとどまらず、海外の市場とつながっていくことは、農林水産業や観光などで大きな飛躍のチャンスとなる。

○地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る。

地方創生が実現し、人口減少に歯止めがかかれば、地方の方が先行して若返る。地方において、豊かな地域資源やICTを活用して、新たなイノベーションを巻き起こし、活力ある地域社会を創生することが期待される。

○東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す。

地方創生は、地方と東京圏を対立構造と考えるものではない。東京圏の人口集中・過密化の是正により、東京圏が抱える課題の解決につながる。東京圏は、日本の成長のエンジンとしての重要性は変わらず、今後は世界をリードする「国際都市」として発展していくことを期待。

○地方創生は、日本の創生であり、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、日本全体を引っ張っていく。

まち・ひと・しごと創生総合戦略 -概要-

※ 「総合戦略」は、「長期ビジョン」を踏まえ、2015年度を初年度とする今後5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。

I. 基本的な考え方

1. 人口減少と地域経済縮小の克服

○地方は、人口減少を契機に、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクが高い。

○人口減少克服・地方創生のためには、3つの基本的視点から取り組むことが重要。

- ①「東京一極集中」の是正、
- ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、
- ③地域の特性に即した地域課題の解決

2. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

◎「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。

①しごとの創生

・若い世代が安心して働ける「相応の賃金、安定した雇用形態、やりがいのあるしごと」という「雇用の質」を重視した取組が重要。

②ひとの創生

・地方への新しい人の流れをつくるため、若者の地方での就労を促すとともに、地方への移住・定着を促進する。
・安心して結婚・出産・子育てができるよう、切れ目ない支援を実現する。

③まちの創生

・地方で安心して暮らせるよう、中山間地域等、地方都市、大都市圏等の各地域の特性に即して課題を解決する。

II. 政策の企画・実行に当たっての基本方針

1. 従来の政策の検証

○これまでの政策は、一定の成果を上げたが、大局的には地方の人口流出や少子化に歯止めがかかっていない。その要因は次の5点。

- ①府省庁・制度ごとの「縦割り」構造
- ②地域特性を考慮しない「全国一律」の手法
- ③効果検証を伴わない「バラマキ」
- ④地域に浸透しない「表面的」な施策
- ⑤「短期的」な成果を求める施策

2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

○人口減少克服・地方創生を実現するため、5つの政策原則に基づき施策を展開する。

①自立性

・構造的な問題に対処し、地方公共団体、民間事業者、個人等の自立につながる。

②将来性

・地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する。

③地域性

・各地域の実態に合った施策を支援。国は支援の受け手側の視点に立って支援。

④直接性

・最大限の成果をあげるため、直接的に支援する施策を集中的に実施する。

⑤結果重視

・PDCA メカニズムの下、具体的な数値目標を設定し、効果検証と改善を実施する。

3. 国と地方の取組体制とPDCAの整備

○国と地方の役割分担の下、地方を主体とした枠組みの構築に取り組む。

①5か年戦略の策定

・国と地方公共団体ともに、5か年の戦略を策定・実行する体制を整え、アウトカム指標を原則とした重要業績評価指標で検証・改善する仕組みを確立

②データに基づく、地域ごとの特性と地域課題の抽出

・国はデータに基づく地域経済分析システムを整備し、各地方公共団体は必要なデータ分析を行い、地域課題等を踏まえた「地方版総合戦略」を策定

③国のワンストップ型の支援体制等と施策のメニュー化

・国は関係府省庁で統一のワンストップ型執行体制の整備に努め、各地域が必要な施策を選択できるよう支援施策をメニュー化し、人的支援も実施

④地域間の連携推進

・国は新たな「連携中枢都市圏」や定住自立圏の形成を進め、各地方公共団体は、地域間の広域連携を積極的に推進。

Ⅲ. 今後の施策の方向

1. 政策の基本目標(4つの基本目標)

<基本目標①> 地方における安定した雇用を創出する

➤ 2020年までの5年間の累計で地方に30万人分の若者向け雇用を創出

<基本目標②> 地方への新しいひとの流れをつくる

➤ 2020年に東京圏から地方への転出を4万人増、地方から東京圏への転入を6万人減少させ、東京圏から地方の転出入を均衡

<基本目標③> 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

➤ 2020年に結婚希望実績指標を80%、夫婦子ども数予定実績指標を95%に向上

<基本目標④> 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

➤ 「小さな拠点」の整備や「地域連携」を推進する。目標数値は、地方版総合戦略の状況を踏まえ設定。

2. 政策パッケージ

◎「しごとの創生」と「ひとの創生」の政策パッケージ ＜「しごと」と「ひと」の好循環づくり

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備

- ◎地域特性や課題を抽出する「地域経済分析システム」の開発
- ◎地域の産官学金労が連携した総合戦略推進組織の整備
- ◎地域を支えるサービス事業主体の在り方の検討・制度整備

(イ) 地域産業の競争力強化（業種横断的取組）

- 対日直接投資残高を倍増（18 兆円→35 兆円）
- 2020 年までの 5 年間の累計で若い世代の安定した雇用を約 11 万人創出 等
- ◎包括的創業支援
- ◎地域を担う中核企業支援
- ◎新事業・新産業と雇用を生み出す地域イノベーションの推進
- ◎外国企業の地方への対内直接投資の促進
- ◎産業・金融一体となった総合支援体制の整備
- ◎事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

(ウ) 地域産業の競争力強化（分野別取組）

- サービス産業の労働生産性の伸び率を 3 倍に拡大（0.8%→2.0%）
- 2020 年までの 5 年間の累計で若い世代の安定した雇用を約 19 万人創出 等
- ◎サービス産業の活性化・付加価値向上
- ◎農林水産業の成長産業化
- ◎観光地域づくり、ローカル版クールジャパンの推進
- ◎地域の歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化
- ◎分散型エネルギーの推進

(エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

- 2020 年までの 5 年間の累計で東京圏から地方へ約 10 万人の人材を還流 等
- ◎若者人材等の還流及び育成・定着支援
- ◎「プロフェッショナル人材」の地方還流
- ◎地域における女性の活躍推進
- ◎新規就農・就業者への総合的支援
- ◎大学・高等専門学校・専修学校等における地域ニーズに対応した人材育成支援
- ◎若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現

(オ) ICT 等の利活用による地域の活性化

- 雇用型在宅型テレワーカーを全労働者数の 10%以上に増加 等
- ◎ICT の利活用による地域の活性化
- ◎異常気象や気象変動に関するデータの利活用の促進

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ア) 地方移住の推進

- 年間移住あっせん件数 11,000 件
- 「お試し居住」に取り組む市町村の数を倍増 等
- ◎ 地方移住希望者への支援体制
- ◎ 地方居住の本格推進
- ◎ 「日本版 CCRC」の検討
- ◎ 「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充

(イ) 企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

- 企業の地方拠点強化の件数を 2020 年までの 5 年間で 7,500 件増加
- 地方拠点における雇用者数を 4 万人増加
- ◎ 企業の地方拠点強化等
- ◎ 政府関係機関の地方移転
- ◎ 遠隔勤務（サテライトオフィス、テレワークの促進）

(ウ) 地方大学等の活性化

- 地方における自県大学進学者割合を平均 36%
- 新規学卒者の県内就職割合を平均 80% 等
- ◎ 知の拠点としての地方大学強化プラン
- ◎ 地元学生定着促進プラン
- ◎ 地域人材育成プラン

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(ア) 若い世代の経済的安定

- 若者（20～34 歳）の就業率を 78%に向上
- 若い世代の正規雇用労働者等の割合について、全ての世代と同水準 等
- ◎ 若者雇用対策の推進、「正社員実現加速プロジェクト」の推進
- ◎ 「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進

(イ) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

- 支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合 100%
- ◎ 「子育て世代包括支援センター」の整備、周産期医療の確保等

(ウ) 子ども・子育て支援の充実

- 2017 年度末までに待機児童解消
- 「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」について、全ての小学校区（約 2 万か所）で一体的に又は連携して実施（うち 1 万か所以上を一体型）
- ◎ 子ども・子育て支援の充実

(エ) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現（「働き方改革」）

- 第 1 子出産前後の女性の継続就業率を 55%に向上
- 男性の育児休業取得率を 13%に向上 等
- ◎ 長時間労働の見直し、転勤の実態調査等

◎「まちの創生」の政策パッケージ

＜「しごと」と「ひと」の好循環を支える、「まち」の活性化＞

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) 中山間地域等における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

- 「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成数(具体的数値は「地方版総合戦略」を踏まえ設定)
- ◎「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成
- ◎公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

(イ) 地方都市における経済・生活圏の形成

- 立地適正化計画を作成する市町村数 150
- 地域公共交通網形成計画策定総数 100 件 等
- ◎都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成
- ◎地方都市の拠点となる中心市街地等の活性化を強力に後押しする包括的政策パッケージの策定

(ウ) 大都市圏における安心な暮らしの確保

- UR 団地の福祉拠点化(大都市圏の概ね 1,000 戸以上の UR 団地約 200 団地のうち、100 団地程度で拠点を形成)
- 高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設している 100 戸以上の規模の公的賃貸住宅団地の割合 25% 等
- ◎大都市圏における医療・介護問題への対応
- ◎大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生、福祉拠点化

(エ) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

- 民間提案を活かした PPP の事業規模を 2022 年までに 2 兆円
- 住宅の中古市場の流通・リフォーム市場の規模 20 兆円
- ◎公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用、空き家対策の推進
- ◎インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進

(オ) 地域連携による経済・生活圏の形成

- 定住自立圏の協定締結等圏域数 140
- ◎「連携中枢都市圏」の形成
- ◎定住自立圏の形成の促進

(カ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保

- 消防団の団員数の維持
- 全都道府県の Lアラートの導入
- ◎消防団等の充実強化・ICT 利活用による、住民主体の地域防災の充実

(キ) ふるさとづくりの推進

- ふるさとづくり推進組織の数 1 万団体
- ◎「ふるさと」に対する誇りを高める施策の推進

IV. 国家戦略特区・社会保障制度・税制・地方財政等

(ア) 国家戦略特区制度との連携

- ◎国家戦略特区法改正法案の提出
- ◎「地方創生特区」の指定

(イ) 社会保障制度

- ◎子ども・子育て支援新制度の円滑な施行
- ◎医療保険制度改革
- ◎地域医療構想の策定
- ◎地域包括ケアシステムの構築

(ウ) 税制

- ◎地域間の税源の偏在是正等の地方法人課税改革の推進、ふるさと納税の拡充
- ◎地方創生に資する国家戦略特区における特例
- ◎地方における企業拠点の強化の促進
- ◎外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充
- ◎子、孫の結婚・妊娠・出産・子育てを支援

(エ) 地方財政

- ◎地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮できるようにするための地方財政措置

(オ) その他の財政的支援の仕組み（新型交付金）

- ◎地方公共団体が適切な効果検証の仕組みを伴いつつ自主性・主体性を最大限に発揮できるようにするための財政的支援

(カ) 地方分権

- ◎創意工夫により魅力あふれる地域をつくる地方分権改革の推進

(キ) 規制改革

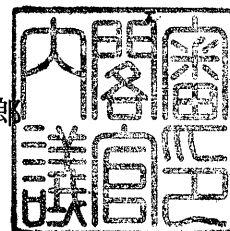
- ◎「空きキャパシティ」の再生・利用
- ◎地域における道路空間の有効活用の促進
- ◎地方版規制改革会議の設置

閣 副 第 979 号
平成 26 年 12 月 27 日

各都道府県知事 殿

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局長代理

内閣審議官 山崎 史郎



(印影印刷)

都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知）

先般、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号。以下「法」という。）について、その趣旨等を「まち・ひと・しごと創生法の公布及び施行について（通知）」（平成 26 年 11 月 28 日付閣副第 881 号）によりお示ししました。都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、法第 9 条及び第 10 条に基づき、それぞれ、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を策定するよう努めなければならないこととされています。

この地方版総合戦略の策定に当たっては、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）を勘案することとされていますが、「地方人口ビジョン」の策定に関する事項も含め、留意すべき事項を別紙に示したので、貴職におかれてはその趣旨を十分御理解の上、「地方人口ビジョン」及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定していただくようお願いします。

また、貴都道府県内の市町村長に対してもこの旨周知願います。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

I 基本的な考え方

1. まち・ひと・しごと創生法の制定と国による「長期ビジョン」及び「総合戦略」の策定

- (1) 我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが、喫緊の課題となっている。

このため、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号。以下「法」という。)が制定され、国としては、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材について、確保を図ること及び地域における魅力ある多様な就業の機会を創出することの一体的な推進(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)を図ることとしている。このことについては、「まち・ひと・しごと創生法の公布及び施行について(通知)」(平成26年11月28日付閣副第881号)においても通知したところである。

- (2) 国は、平成26年12月27日に、人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(以下「国の長期ビジョン」という。)及び今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「国の総合戦略」という。)をそれぞれ閣議決定し、まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組むこととしている。

2. 地方公共団体による「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定

- (1) まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要がある。このため、各地方公共団体においては、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案しつつ、当該地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョンを策定し、これを踏まえて、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「地方版総合戦略」という。)を策定していただきたい。

- (2) 地方版総合戦略は、各地方公共団体自らが、客観的な分析に基づいてその課題を把握し、地域ごとの「処方せん」を示すものである。したがって、地方版総合戦略は、各地方公共団体が自主性・主体性を発揮し、地域の実情に沿った地域性のあるものとするのが重要である。

(3) まち・ひと・しごと創生は、我が国の喫緊の課題であり、早急に取り組を進める必要があることから、各地方公共団体におかれては、速やかに地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定の基本方針を明確にした上で、遅くとも平成27年度中には、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定していただきたい。

(4) まち・ひと・しごと創生を実行する上では、住民、NP0、関係団体や民間事業者等の参加・協力が重要であることから、地方版総合戦略の策定に当たっては、例えば、住民代表や産業界・行政機関・大学・金融機関・労働団体（産官学金労）で構成する推進組織で審議するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要である。

(5) 地方版総合戦略の策定に際しては、地域課題に対する適切な短期・中期の政策目標を設定し、実施した施策・事業の効果を検証し、改善を図る PDCA サイクル（※）を確立することが重要である。

※PDCA サイクル：

Plan-Do-Check-Action の略称。

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。Plan-Do として効果的な地方版総合戦略の策定・実施、Check として地方版総合戦略の成果の客観的な検証、Action として検証結果を踏まえた施策の見直しや地方版総合戦略の改訂を行うことが求められる。

(6) 地方版総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、各地方公共団体の議会においても、地方版総合戦略の策定段階や効果検証の段階において、十分な審議が行われるようにすることが重要である。

(7) 地方版総合戦略においては、従来の取組にとらわれない効果的な施策を定めることが重要であることから、政府として、地域経済分析システム等により、地域ごとのビッグデータを提供（産業、人口、観光などに関する地域データを地方公共団体が利用しやすい形で提供）することとしている。各地方公共団体におかれては、こうした支援や、地域金融機関、政府系金融機関等の知見なども活用しながら、効果的な地方版総合戦略の策定に取り組んでいただきたい。

II 地方人口ビジョン

1. 地方人口ビジョンの位置づけ

地方人口ビジョンは、各地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものである。この地方人口ビジョンは、地方版総合戦略において、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎と位置付けられることを十分に認識して、策定する必要がある。

2. 対象期間

地方人口ビジョンの対象期間は、国の長期ビジョンの期間（2060 年）を基本とする。なお、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計期間である 2040 年を目途とするなど、地域の実情に応じて期間を設定することも差し支えない。

3. 記載事項

（1）人口の現状分析

ア 人口動向分析

各地方公共団体における、各種の人口動向分析の結果を記載する。具体的には、平成 26 年 10 月 20 日の説明会において提示した分析の考え方及びデータ等を参考にして、総人口や年齢 3 区分別人口等の推移、出生、死亡及び移動（転入及び転出）の推移等に関する動向分析を行い、その結果を記載する。その他、産業別の就業状況や雇用状況など人口動向に関連する事項等についても分析し、記載することが望まれる。

【人口動向分析の例】

① 総人口の推移と将来推計

② 年齢 3 区分別人口の推移と将来推計

※年齢 3 区分とは、年少人口（0 歳～14 歳）、生産年齢人口（15 歳～64 歳）、老年人口（65 歳以上）の 3 区分のことをいう。

③ 出生数、死亡数、転入数及び転出数の推移

④ 総人口の推移に与えてきた自然増減（出生と死亡の差により生じる増減をいう。以下同じ。）及び社会増減（転入と転出の差により生じる増減をいう。以下同じ。）の影響

⑤ 性別・年齢階級別の人口移動の状況

⑥ 地域間の人口移動の状況

・都道府県にあっては、都道府県間の人口移動の状況及び都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）間の人口移動の状況

・市町村にあっては、他の市町村との人口移動の状況

※市町村間の人口移動については、内閣官房まち・ひと・しごと創

生本部事務局から平成 24 年、25 年の 2 か年分のデータを平成 27 年 1 月に提供する予定である。

イ 将来人口の推計と分析

社人研の「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」、民間機関による地域別将来人口推計、地方公共団体による独自の将来人口推計等、既存の将来人口推計を活用して、対象期間終期までの当該地方公共団体における将来人口の分析を行い、その結果を記載する。

【既存の将来人口推計を活用した分析の例】

- ① 出生率や移動率などについて仮定値を変えた人口推計における、総人口、性別・年齢階級別人口の比較
- ② 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度

ウ 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

人口の変化が、将来の地域住民の生活や地域経済、地方行政に与える影響について分析又は考察を行い、その結果を記載する。

【人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察例】

- ① 小売店など民間利便施設の進出・撤退の状況
- ② 地域の産業における人材（人手）の過不足状況
- ③ 公共施設の維持管理・更新等への影響
- ④ 社会保障等の財政需要、税収等の増減による地方公共団体の財政状況への影響

(2) 人口の将来展望

ア 将来展望に必要な調査分析

人口の将来を展望するに当たっては、地域住民の結婚・出産・子育ての希望や、地方移住に関する希望などを実現する観点を重視することが重要である。

このため、各地方公共団体においては、関係機関の協力を得つつ、以下のような調査分析を行うことが望まれる。

【将来展望に必要な調査分析の例】

- ① 住民の結婚・出産・子育てに関する意識・希望
※都道府県別の住民の結婚・出産等に関する意識・希望の調査結果については、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局から平成 27 年 1 月頃に提供する予定である。
- ② 地方移住の現状や希望状況（UIJ ターン、子育て期・退職期の移住など）

- ③ 高校、専門学校、大学等卒業後の地元就職率の動向や進路希望状況
- ④ 経済的・社会的・文化的に一体性を有する圏域を単位とする地域連携に関する調査

イ 目指すべき将来の方向

(1) の人口の現状分析及び(2) アの調査分析の結果を踏まえ、地方公共団体ごとに現状と課題を整理し、人口に関して目指すべき将来の方向を提示する。

ウ 人口の将来展望

国の長期ビジョンを勘案しつつ、(2) イで提示した将来の方向を踏まえた自然増減や社会増減に関する仮定を置き、総人口や性別・年齢3区分別人口といった人口等を展望し、その結果を記載する。

その際、都道府県と市町村とで、将来展望の考え方、自然増減や社会増減等の推計の方法等について、十分に意見交換、協議を行うことが望まれる。

また、人口の将来展望の期間としては、対象期間の終期だけでなく、地方版総合戦略との関連性を考慮して、2020年の時点について記載するとともに、例えば10年ごとなど、対象期間中の中間時点についても記載することが望まれる。

III 地方版総合戦略

1. 地方版総合戦略の位置づけ

地方版総合戦略は、地方人口ビジョンを踏まえ、地域の実情に応じた今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるものである。

地方版総合戦略は、国の総合戦略を勘案しつつ、効果の高い施策を集中的に実施していく観点から、以下の2. から5. までに示す内容に十分留意して、策定することが望まれる。

2. 対象期間

地方版総合戦略の対象期間は平成27年度～平成31年度の5年間とする。

3. 記載事項

(1) 基本目標

国の総合戦略が定める政策分野を勘案して、地方版総合戦略における政策分野を定めるとともに、政策分野ごとの5年後の基本目標を設定する。

その際、基本目標は、実現すべき成果に係る数値目標(※)とする。仮に、実現すべき成果について定性的な目標を定める場合は、国の総合戦略の策定方法(法第8条第3項)と同様に、実施状況を検証する客観的な指標を設定し、後年度、実施状況を検証できるようにする。

※行政活動そのものの結果に係る数値目標（例：行政が実施する企業立地説明会の開催回数、移住に関するパンフレットの配布枚数）ではなく、その結果として国民にもたらされた便益に係る数値目標（例：雇用創出数、転入者数）をいう。

【国の総合戦略が定める政策分野】

- ① 地方における安定した雇用を創出する
- ② 地方への新しい人の流れをつくる
- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

（２）講ずべき施策に関する基本的方向

（１）で定める政策分野ごとの基本目標を達成するために講ずべき施策の基本的方向を記載する。

【施策の基本的方向の例】

- ① 地方における安定した雇用を創出する
 - ・ 地域の産業構造や自然環境等を分析した上で、農業や観光業など、雇用機会の確保や創出につながる地域の特性を生かした産業政策に取り組む
 - ・ 多様な知識や経験を有する人材の大都市圏からの環流や、潜在的な労働供給力の活用も含めた地元の人材の育成・定着などを通じて、地域産業を支える人材の確保を図る 等
- ② 地方への新しい人の流れをつくる
 - ・ 移住希望者の視点に立ち、雇用や住まい、教育等の移住の受け皿に関する総合的な環境整備を行うとともに、全国移住促進センター（仮称）の活用などを通じて、移住希望者向けの情報提供に取り組む
 - ・ 地方においては、若者の大学進学時や就職時に東京圏への転出が多数に及んでいることから、地方大学等の活性化、企業等における地方採用・就労の拡大に取り組む 等
- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - ・ 若者が希望どおり結婚し、子どもが持てるよう、若い世代の経済的安定を図る
 - ・ 子育て世代包括支援センターの整備や周産期医療の確保などを通じて、妊娠・出産・子育てについて、切れ目のない支援を行う。
 - ・ サービスの充実や子育てに係る負担の軽減などを通じて、子ども・

子育て支援の充実を図る

- ・ 育児休業の取得促進や多様な働き方の普及などを通じて、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る 等

④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ・ 「小さな拠点」づくりやコンパクトシティの推進など、地域の実情に応じたまちづくりを推進する
- ・ 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化や地域のサービス提供機能の維持を図る
- ・ 連携中枢都市圏や定住自立圏など、地域の実情に応じた地域間連携施策を推進する 等

(3) 具体的な施策と客観的な指標

(2)に定める施策の基本的方向に沿って、政策分野ごとに具体的な施策を記載する。併せて、各施策の効果を客観的に検証できるようにするため、施策ごとに、客観的な重要業績評価指標（KPI）（※）を設定する。重要業績評価指標（KPI）は、原則として実現すべき成果に係る指標を設定するが、行政活動そのものの結果に係る指標を設定することも差し支えない。

なお、国の補助事業のみならず、地域の自主性を発揮した地方単独事業についても記載する。

具体的な施策を企画立案するに当たっては、国の総合戦略におけるアクションプランが参考となる。

※重要業績評価指標（KPI:Key Performance Indicator）：

施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう。

(4) 客観的な効果検証の実施

国の総合戦略においては、政策分野ごとの基本目標を明確に設定し、これに基づく「政策パッケージ」を提示するとともに、重要業績評価指標（KPI）により施策の効果を検証し、改善を行う仕組み（PDCA サイクル）を構築している。地方版総合戦略においても、PDCA サイクルを導入して、その進捗を基本目標に係る数値目標や具体的な施策に係る重要業績評価指標（KPI）の達成度により検証し、改善する仕組みを構築することが重要である。

その際、効果検証の客観性を担保するため、できる限り、外部有識者等を含む検証機関を設置するとともに、当該検証機関は、基本目標の数値目標及び具体的な施策に係る重要業績評価指標（KPI）の達成度を検証するものとする。

なお、当該検証機関による検証に当たっては、必要に応じ、住民からの意見聴取等を行うことや、当該地方版総合戦略の見直しの提言を行うことが考えられる。

4. 地方版総合戦略の改訂

地方版総合戦略は、検証機関による検証に加え、施策の効果等についての各地方公共団体の議会における審議等も踏まえ、必要に応じて改訂するものとする。

5. その他の留意事項

ア 都道府県と市町村は、十分に意見交換や協議を行うとともに、連携して地方版総合戦略を策定し、推進することとする。

イ 都道府県が地方版総合戦略を策定するに当たっては、当該都道府県内を経済的・社会的背景等に即した地域に区分した上で、その地域ごとに、実情に応じた基本目標、基本的方向及び具体的な施策等を定めることも差し支えない。

ウ 市町村が地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定するに当たっては、まち・ひと・しごと創生に資すると考えられる場合には、例えば、連携中枢都市圏や定住自立圏等の圏域を策定単位とするなど、複数の市町村が共同して策定することも差し支えない。

地方人口ビジョン・地方版総合戦略の策定に 当たっての参考資料

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

国と地方における人口ビジョン・総合戦略の構成（イメージ）

長期ビジョン【2060年まで】

総合戦略【2019年度までの5か年】

中長期展望

I. 人口減少問題の克服

◎2060年に1億人程度の人口を確保

◆ 人口減少の歯止め

・国民の希望が実現した場合の出生率(国民希望出生率)=1.8

◆ 「東京一極集中」の是正

II. 成長力の確保

◎2050年代に実質GDP成長率1.5～2%程度維持

基本目標

地方における安定した雇用を創出する

◆ 若者雇用創出数(地方)
2020年までの5年間で30万人 等

地方への新しいひとの流れをつくる

現状：東京圏年間10万人入超

◆ 地方・東京圏の転出入均衡(2020年)
・地方→東京圏転入 6万人減
・東京圏→地方転出 4万人増

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

◆ 結婚希望実績指標 80%(2010年68%)
◆ 夫婦子ども数予定(2.12)実績指標 95%(2010年93%) 等

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

◆ 地域連携数など
※目標数値は地方版総合戦略を踏まえ設定

政策パッケージ

農林水産業の成長産業化 6次産業市場10兆円：就業者数5万人創出

訪日外国人旅行消費額3兆円へ(2013年1.4兆円)：雇業者数8万人創出

地域の中核企業、中核企業候補1,000社支援：雇業者数8万人創出

地方移住の推進：年間移住あっせん件数11,000件

企業の地方拠点強化：拠点強化件数7,500件、雇業者数4万人増加

地方大学等活性化：自県大学進学者割合平均36%(2013年度32.9%)

若い世代の経済的安定：若者就業率78%(2013年度75.4%)

妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援
：支援ニーズの高い妊産婦への支援実施100%

ワーク・ライフ・バランス実現：男性の育児休業取得率13%(2013年2.03%)

「小さな拠点」の形成：「小さな拠点」形成数

定住自立圏の形成促進：協定締結等圏域数(140圏域)

既存ストックのマネジメント
：中古・リフォーム市場規模20兆円(2010年10兆円)

地方人口ビジョン
【2060年までを基本】

地方版総合戦略【2019年度までの5か年】

中長期展望

I. 人口の現状分析

・人口動向や将来人口推計の分析

II. 人口の将来展望

・目指すべき将来の方向性や施策の方向性を踏まえた人口の将来展望

基本目標（注1）と基本的方向（注2）

（注1）実現すべき成果（アウトカム）に係る数値目標を設定（定性目標の場合は客観的な指標を設定）

（注2）目標達成のために講ずべき施策の方向を記載

地方における安定した雇用を創出する

地方への新しいひとの流れをつくる

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

具体的な施策

※施策ごとに重要業績指標(KPI)を設定。

地方版総合戦略におけるPDCAサイクルの基本的考え方①

(1) 実施方法

PDCAサイクルを通じて、地方版総合戦略について、客観的な効果検証を実施する。

- ・ Plan：数値目標・客観的な指標を設定した効果的な地方版総合戦略を策定する。
- ・ Do：地方版総合戦略に基づく施策を実施する。
- ・ Check：数値目標や客観的な指標の達成度を通じて、地方版総合戦略の成果を客観的に検証する。
- ・ Action：検証結果を踏まえて施策を見直すとともに、必要に応じて、地方版総合戦略を改訂する。

(2) 数値目標・客観的な指標の設定方法

①基本目標

実現すべき成果（アウトカム）に係る数値目標（※）を設定する。

仮に、実現すべき成果（アウトカム）について定性的な目標を定める場合には、客観的な指標を設定し、後年度、基本目標の実施状況を検証する。

※行政活動そのものの結果に係る数値目標（例：行政が実施する企業立地説明会の開催回数、移住に関するパンフレットの配布枚数）ではなく、その結果として国民にもたらされた便益に係る数値目標（例：雇用創出数：●●人、転入者数：●●人増加）をいう。

例) 地方への新しい人の流れをつくる

数値目標を設定する場合・・・転入者数 5年間で●●人

定性的な目標を設定する場合・・・転入者数について、毎年度増加を目指す。

→ 客観的な指標として「転入者数」を設定の上、毎年度、その数値を確認し、平成26年度の●●人よりも増加したかどうか検証する。

②具体的な施策

施策ごとに、客観的な重要業績評価指標（KPI）（※）を設定する。

KPIは、原則として実現すべき成果（アウトカム）に係る指標を設定するが、行政活動そのものの結果に係る指標を設定することも差し支えない。

※KPI(Key Performance Indicator)。施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう。

(3) 検証

- ①できる限り、外部有識者等を含む検証機関を設置する。
- ②検証機関は、基本目標の数値目標及び具体的な施策に係るKPIの達成度を検証する。
- ③検証機関は、必要に応じ、住民の意見聴取等を行い、また、総合戦略の見直しの提言を行う。

(4) 議会による関与

地方議会においては、総合戦略の策定段階や効果検証の段階において、十分な審議を行うことが重要である。

(5) 地方版総合戦略の改訂

検証機関による検証に加え、議会における施策の効果等についての審議等も踏まえ、必要に応じ、総合戦略の改訂を行う。

(6) PDCAサイクルの期間

例えば、1年間（毎年、地方版総合戦略の見直し作業を実施）等の一定の期間を設定する。

地方人口ビジョンの策定イメージ

- ・国の「長期ビジョン」を勘案しつつ、人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示。
- ・対象期間は長期ビジョンの期間（2060年）を基本。（地域の実情に応じた期間の設定も可）

1. 人口の現状分析

ア 人口動向分析

（総人口や年齢3区分別人口、出生数、死亡数、転入数、転出数等の時系列の状況を分析）

イ 将来人口の推計と分析

（出生率や移動率などについて仮定値を変えた総人口推計の比較や将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析）

ウ 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察



2. 人口の将来展望

ア 将来展望に必要な調査・分析

（住民の結婚・出産・子育てや移住に関する意識・希望等）

イ 目指すべき将来の方向

（目指すべき将来の方向性や住民の希望を実現するための基本的な施策の方向性）

ウ 人口の将来展望

自然増減

（希望出生率などに基づく出生率等）



社会増減

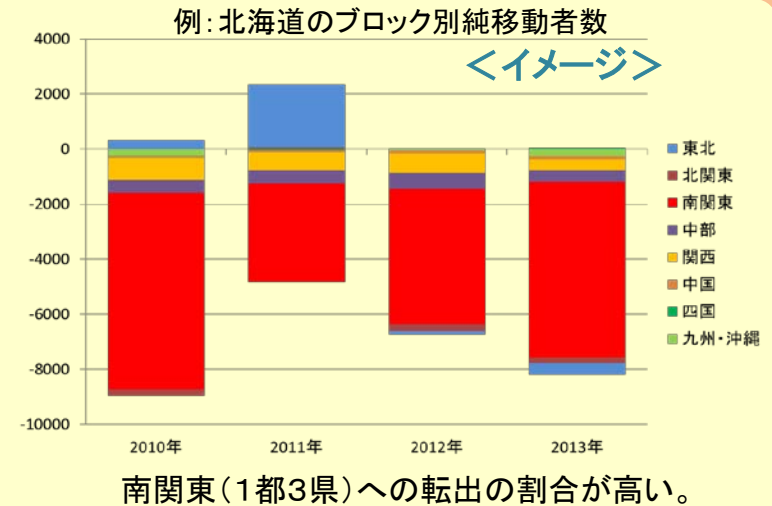
（移住希望などに基づく移動率等）

総人口や年齢3区分別人口等の将来を展望

人口の現状分析のイメージ

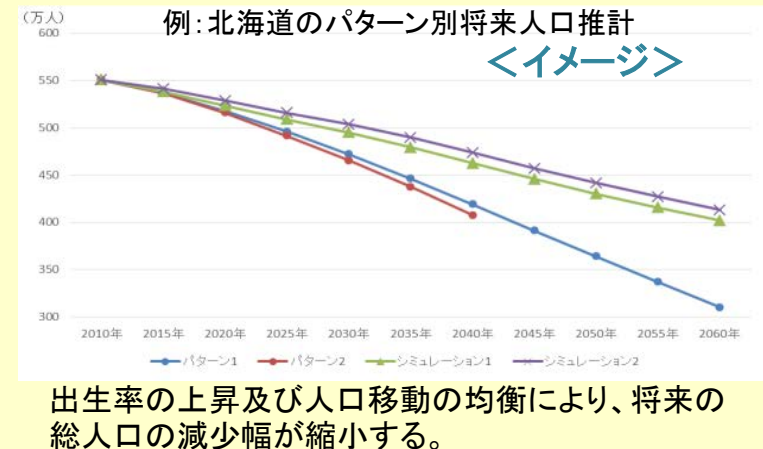
人口動向分析

- 総人口や年齢3区分別人口、出生数、死亡数、転入数、転出数等の時系列の状況进行分析
- 性別・年齢階級別の地域間の人口移動の状況进行分析
(例：●歳の▲県への転出超過が大きいことが社会減に大きな影響を及ぼしている)
- 産業別の就業状況や雇用状況など人口動向に関連する事項についての分析



将来人口の推計と分析

- 出生率や移動率などについて仮定値を変えた総人口推計の比較
(例：出生率の上昇及び人口移動の均衡により●年後の総人口は●万人程度を維持する)
- 将来人口に及ぼす自然増減、社会増減の影響度の分析



人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

- 現状の傾向のままで人口が推移した場合の、将来の地域住民の生活や地域経済、地方行政に与える影響について分析又は考察
(例：民間利便施設の立地、公共施設の維持管理等への影響、生産年齢人口の減少による地方財政への影響等)

人口の将来展望のイメージ

将来展望に必要な調査分析

- ・住民の結婚・出産等に関する意識や希望
- ・地方移住の現状や希望
- ・大学等卒業後の地元就職の現状や希望
- ・圏域単位の地域連携



目指すべき将来の方向

- ・人口減少克服に向けた現状と課題を整理し、人口に関して目指すべき将来の方向を提示



人口の将来展望

- ・将来展望の期間は長期ビジョンの期間（2060年）を基本
※国立社会保障・人口問題研究所の推計期間である2040年等、地域の実情に応じた期間の設定も可。

自然増減

（希望出生率などに基づく出生率等）



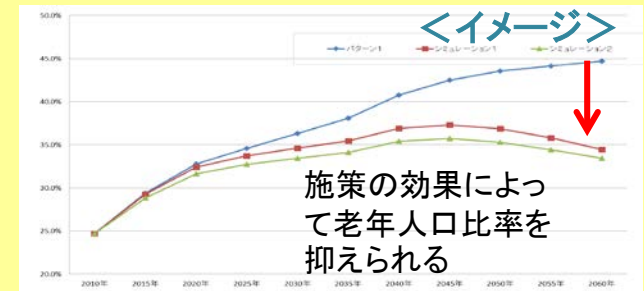
社会増減

（移住希望などに基づく移動率等）



人口の将来を展望する

- ・総人口や年齢3区分別人口等の将来展望を行う
※展望期間終期及び総合戦略の設定年度である2020年を含む途中年次の結果を記載



地方版総合戦略において記載する事項の参考例①

※ 基本目標や重要業績評価指標（KPI）の参考例は、国の総合戦略における基本目標・重要業績評価指標のほか、地方公共団体が総合計画等において使用している事例も含め、参考として記載しているもの。以下同じ。

1. 地方における安定した雇用を創出する

(1) 基本目標【参考例】

雇用創出数：5年間で●●人 就業者数：5年間で●●人

(2) 講ずべき施策に関する基本的方向【参考例】

- 地域の産業構造や自然環境等を分析した上で、農業や観光業など、雇用機会の確保や創出につながる地域の特性を生かした産業政策に取り組む
- 多様な知識や経験を有する人材の大都市圏からの環流や、潜在的な労働供給力の活用も含めた地元の人材の育成・定着などを通じて、地域産業を支える人材の確保を図る 等

(3) 具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標【参考例】

	具体的な施策	重要業績評価指標（KPI）
地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備	成長分野において中核企業となり得る企業に対する集中的な支援（経営戦略策定、商品開発、販路拡大等への支援）	支援によって中核企業化した企業数：●●社
地域産業の競争力強化（業種横断的取組）	認定した新規創業者に対する経営アドバイスや融資等の支援	支援件数：●●件
	創業者の資金調達の円滑化（無担保・無保証人の融資）	新規融資件数：●●件
	ニッチトップ企業に対する支援（連携先の紹介、研究開発・事業化への助言等）	支援対象企業数：●●社
	海外でのプロモーション活動等の強化	外国企業の誘致件数：●●件
地域産業の競争力強化（分野別取組）	人材育成・IT化・物流の効率化の推進等を通じたサービス産業の生産性向上	第3次産業の就業者1人当たりの総生産額：●●円
	農作物の新たなブランドの育成・認証とPRの推進	農業産出額：●●円

地方版総合戦略において記載する事項の参考例①（続き）

（３）具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標【参考例】（続き）

	具体的な施策	重要業績評価指標（KPI）
地域産業の競争力強化 （分野別取組）（続き）	6次産業化の取組の推進	6次産業化の取組事例数：●●件
	観光振興策の実施	観光消費額：●●円 観光入込客数：●●人 外国人旅行者宿泊者数：●●人
	事業への出資等を通じた太陽光発電の導入促進	大規模太陽光発電の導入量：●●kW
地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策	情報提供の強化や求人開拓活動の拡大等を通じた、県外からの人材確保機能の強化	県外から転入して就職した者の数：●●人
	産学官コーディネーターによる企業と大学のマッチング支援等	新規に産学官連携による共同研究に参画した企業数：●●社
	子育て中の女性に対する就職相談・求人情報提供等を通じた、きめ細かな就職支援の実施	女性の就業率：●●%
	農用地の有効利用と流動化促進等による農業の担い手の確保・育成	新規就農者数：●●人
	産業界と連携したキャリア教育の実施	専門高校における長期インターンシップの実施学科の割合：●●%
	高齢者の就労支援や技能の活用	高齢者就業支援センターの利用者数：●●人
ICT等の利活用による地域の活性化	通信事業者、放送事業者等と連携した地域情報化基盤の整備	ブロードバンドのカバー率：●●%
	中小企業の電子商取引など産業活動におけるIT化の推進	中小企業の電子商取引の実施率：●●%

地方版総合戦略において記載する事項の参考例②

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

(1) 基本目標【参考例】

転入者数：5年間で●●人増加

転出者数：5年間で●●人減少

(2) 講ずべき施策に関する基本的方向【参考例】

- 移住希望者の視点に立ち、雇用や住まい、教育等の移住の受け皿に関する総合的な環境整備を行うとともに、全国移住促進センター（仮称）の活用などを通じて、移住希望者向けの情報提供に取り組む
- 地方においては、若者の大学進学時や就職時に東京圏への転出が多数に及んでいることから、地方大学等の活性化、企業等における地方採用・就労の拡大に取り組む 等

(3) 具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標【参考例】

	具体的な施策	重要業績評価指標（KPI）
地方移住の推進	移住・交流の専門相談員の配置	相談件数：●●件以上
	過疎地域における若年者の雇用確保・定住促進	若者の定住率（25～34歳人口を20年前の5～14歳人口で除した値）：●●%
	空き家バンク等住宅情報の提供体制整備	体制が整備された市町村数：●●市町村
	お試し滞在住宅等の移住者支援住宅の整備促進	支援住宅のある市町村数：●●市町村
	観光の活性化等を通じた交流人口の増加	交流人口：●●人
企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大	ビジネス環境の整備や人を集める魅力づくりを通じた、成長分野の企業や本社機能の立地の促進	進出企業数：●●社 新規雇用者数：●●人
	UIターン希望者と県内企業のマッチング支援	マッチング支援を通じて県内企業が確保した県外人材の人数：●●人
	サテライトオフィス、テレワーク環境の整備の推進	テレワーク導入企業数：●●社

地方版総合戦略において記載する事項の参考例②（続き）

（３）具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標【参考例】（続き）

	具体的施策	重要業績評価指標（KPI）
地方大学等の活性化	地元大学等への進学促進	自県大学進学者の割合：●●%
		県内高等教育機関の志願倍率：●●倍以上
	合同企業説明会・就職面接会の開催、企業情報の提供等を通じた新規高卒者の就職支援	県内高校卒業者の地元就職率：●●%
	県内就職を促進するための求人確保とマッチング機会の提供	県内大学生等の県内就職率：●●%
	産学共同研究の推進	産学共同研究等支援事業採択件数：●●件

地方版総合戦略において記載する事項の参考例③

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(1) 基本目標【参考例】

出生数：5年間で●●人 合計特殊出生率：5年後に●● 婚姻数：5年間で●●件

(2) 講ずべき施策に関する基本的方向【参考例】

- 若者が希望どおり結婚し、子どもが持てるよう、若い世代の経済的安定を図る
- 子育て世代包括支援センターの整備や周産期医療の確保などを通じて、妊娠・出産・子育てについて、切れ目のない支援を行う
- サービスの充実や子育てに係る負担の軽減などを通じて、子ども・子育て支援の充実を図る
- 育児休業の取得促進や多様な働き方の普及などを通じて、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る 等

(3) 具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標【参考例】

	具体的な施策	重要業績評価指標（KPI）
若い世代の経済的安定	若者に対する職業相談、情報提供、合同企業説明会・セミナー、職業紹介等の実施	若者（20～34歳）の就業率：●●%
	若者に対する職業能力開発支援	若い世代（15～34歳）の正規雇用労働者等（自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。）の割合：2020年までに全ての世代と同水準
	結婚支援を行う人材の相談対応力を高めるための研修の実施	研修受講者の満足度：●●%
妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援	子育て世代包括支援センター等による妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の実施	支援二一ズの高い妊産婦全員への支援の実施
	周産期医療体制の強化	周産期死亡率：2013年度より低下
	小児医療の充実	平日夜間・休日昼夜に診療を行う小児医療機関数：●●箇所

地方版総合戦略において記載する事項の参考例③（続き）

（３）具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標【参考例】（続き）

	具体的な施策	重要業績評価指標（KPI）
子ども・子育て支援の充実	待機児童の解消	待機児童ゼロを継続
	放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実	放課後児童クラブ数：●●クラブ 放課後子ども教室数：●●教室
		放課後児童クラブ・放課後子ども教室の一体型サービスを実施する箇所数：●●箇所
	三世代同居・近居のための住宅取得や転居等の費用に対する助成	助成件数：●●件
	多子世帯についての保育料軽減	保育料軽減を実施する市町村数：●●市町村
	多子世帯の経済的負担の軽減（協賛店舗における代金割引等）	多子世帯支援の協賛店舗：●●店舗
	子育て世帯向けの優良賃貸住宅の供給	住宅数：●●戸
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現（「働き方改革」）	ワーク・ライフ・バランスの優良企業の認定・PRを通じて、企業における仕事と家庭の両立支援を促進	男性の育児休業取得率：●●%
		認定優良企業数：●●社以上
	経営者・管理者等に対するセミナーの実施や専門コンサルタント派遣を通じた、ワーク・ライフ・バランスの具体的な取組の周知	年次有給休暇取得率：●●%

地方版総合戦略において記載する事項の参考例④

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(1) 基本目標【参考例】

「小さな拠点」の形成数：●●箇所 定住自立圏を●●圏域とする（2014年：●●圏域）（県の場合）

(2) 講ずべき施策に関する基本的方向【参考例】

- 「小さな拠点」づくりやコンパクトシティの推進など、地域の実情に応じたまちづくりを推進する
- 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化や地域のサービス提供機能の維持を図る
- 連携中枢都市圏や定住自立圏など、地域の実情に応じた地域間連携施策を推進する 等

(3) 具体的な施策・施策ごとの重要業績評価指標【参考例】

	具体的な施策	重要業績評価指標（KPI）
中山間地域等における「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の形成	「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の形成	小さな拠点の形成数：●●箇所
	中山間地域における買い物をしやすい環境づくりの推進	中山間地域において日常の買い物に不便を感じている集落の割合：●●%以下
	地域公共交通の利用促進	公共交通（路線バス）の利用者数：●●人
地方都市における経済・生活圏の形成	都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとする周辺等のネットワーク形成	●●年度までに立地適正化計画を策定 ●●年度までに地域公共交通網形成計画を策定
	中心市街地の活性化（魅力発信、仕組みづくり、商店後継者の育成支援等）	中心商店街における通行量：●●人
		空き店舗数：●●店以下
		人口集中地区の人口：●●人

地方版総合戦略において記載する事項の参考例④（続き）

（３）具体的な施策・重要業績評価指標【参考例】（続き）

	具体的な施策	重要業績評価指標（KPI）
地方都市における経済・生活圏の形成（続き）	空き店舗等を活用した新たな福祉拠点（居場所）の整備	拠点数：●●箇所
大都市圏における安心な暮らしの確保	在宅医療の充実	在宅療養支援診療所数：●●箇所
	重度要介護者等の在宅生活を支援するための定期巡回・随時対応型サービスの整備	定期巡回・随時対応型サービスを実施する介護事業所数：●●箇所
	サービス付き高齢者向け住宅の登録推進	サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数：●●戸
	公的賃貸住宅団地の福祉拠点化	福祉拠点の数：●●箇所
人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化	空き家の利活用の推進	空き家の利活用件数：●●件以上
	公共施設のバリアフリー化の推進	公共施設のバリアフリー化の割合：●●%
地域連携による経済・生活圏の形成	定住自立圏の形成促進	【県の場合】定住自立圏の数：●●圏域 【市町村の場合】周辺市町村と連携し、●●年度までに定住自立圏を形成・参加
	連携中枢都市圏の形成促進	【県の場合】連携中枢都市圏の数：●●圏域 【市町村の場合】周辺市町村と連携し、●●年度までに連携中枢都市圏を形成・参加
	他の地方公共団体と連携した施策の実施	連携数：●●件
住民が地域防災の担い手となる環境の確保	消防団や自主防災組織の充実強化	消防団員数：●●人
ふるさとづくりの推進	「ふるさと」に対する誇りを高めるための組織づくり等の推進	ふるさとづくり推進組織の数：●●団体

地方版総合戦略策定のための手引き

(抄)

平成 27 年 1 月
内閣府地方創生推進室

<はじめに>	1
1. 都道府県と市町村の役割分担	2
1-1 都道府県の役割	
1-2 市町村の役割	
1-3 都道府県と市町村との連携	
2. 策定プロセス	3
2-1 住民・産官学金労言の参画と推進組織	
2-2 起草作業	
3. 地方版総合戦略の構成	4
3-1 全体的な構成	
3-2 国（都道府県）の総合戦略の勘案	
3-3 基本目標と基本的方向	
3-4 具体的な施策	
4. 数値目標・重要業績評価指標（KPI）の設定	6
4-1 基本目標における数値目標	
4-2 各施策における重要業績評価指標（KPI）	
5. 戦略の対象となる政策	9
5-1 政策分野の範囲	
5-2 「政策5原則」を踏まえた施策の推進	
5-3 補助事業の活用、地方単独事業の積極的な推進	
5-4 「地域経済分析システム」の活用	
6. 総合計画等との関係	10
6-1 総合計画等と地方版総合戦略との関係	
7. PDCA サイクルの確立	10
7-1 PDCA サイクル	
7-2 外部有識者の参画	
8. 地方議会との関係	11
8-1 地方議会による議論	

＜はじめに＞

都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）の策定については、昨年 12 月 27 日に、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知）」（以下「12 月 27 日通知」という。）及び「地方人口ビジョン・地方版総合戦略の策定に当たっての参考資料」（以下「12 月 27 日参考資料」という。）により示したほか、本年 1 月 14 日には、地方創生担当大臣名の書簡を各地方公共団体の長及び議会の長へ発出したところです。

この手引きは、その後、各地方公共団体からいただいた御質問等をもとに、地方版総合戦略策定に当たっての留意点等を取りまとめたものです。各地方公共団体において、地方版総合戦略の策定に御活用ください。

1. 都道府県と市町村の役割分担

1-1 都道府県の役割

① 広域的な施策等

都道府県には、市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる施策や基盤的な施策を中心として地方版総合戦略に盛り込み、実施することが期待されます。

- 例) ・地域の有力産業群の育成
- ・地域中核企業支援、金融支援
 - ・対内直接投資の促進
 - ・企業の本社機能移転促進
 - ・大学生等への奨学金制度の創設
 - ・多子世帯支援
 - ・都市間の公共交通ネットワーク形成

② 市町村との連絡調整・支援

地方版総合戦略は全市町村に対して策定を努力義務としていることから、都道府県には、市町村間の取組に関する連絡調整や、小規模市町村への支援を行うことが期待されます。

- 例) A県：県庁と地方事務所に「市町村支援総合窓口」を設置し、市町村の戦略策定を支援
- B県：市町村の状況を社会移動でタイプ分けし、タイプごとに必要な施策を情報提供
- C県：県版の市町村コンシェルジュ・市町村応援コーディネーターを任命

1-2 市町村の役割

① 地域の特色や地域資源を生かした住民に身近な施策

市町村には、基礎的な地方公共団体として、地域の特色や地域資源を生かし、住民に身近な施策を幅広く地方版総合戦略に盛り込み、実施することが期待されます。

- 例) ・ 起業創業支援
- ・ 新規就農者の確保
 - ・ サテライトオフィスの推進
 - ・ 都市農村交流の促進
 - ・ 子育て世代包括支援センターの整備
 - ・ 小さな拠点（多世代交流・多機能型）の整備

② 市町村間連携

広域観光や都市農村交流など個別の施策における複数市町村間の連携のほか、定住自立圏や連携中枢都市圏等、圏域設定を行った取組など、市町村連携（他の都道府県の市町村との連携を含む。）に関する施策に積極的に取り組むことが期待されます。

さらに、経済面、文化面、地理的状況等の観点から一体性・関係性のある広域圏（上述の定住自立圏や連携中枢都市圏など）においては、複数の市町村が共同して地方版総合戦略を策定することも考えられます。

1－3 都道府県と市町村との連携

都道府県と市町村の役割分担は上述のとおりですが、都道府県と市町村の間で、戦略の策定段階において都道府県が調整機能を発揮し、目標設定や施策の方向性について整合性を取ることが期待されます。なお、都道府県と市町村の調整を図る方法としては、都道府県の推進組織（2－1参照）に市町村が参画したり、都道府県と市町村の連絡調整の場を設けるなどが考えられます。

例) 移住促進施策：

- | | | |
|------|---|-----------------------------|
| 都道府県 | → | ・ 全国移住促進センターと連携した県内への移住促進活動 |
| 市町村 | → | ・ 移住希望者に対する具体的な「お試し居住」の提供 |

2. 策定プロセス

2－1 住民・産官学金労言の参画と推進組織

まち・ひと・しごと創生を効果的・効率的に推進していくためには、住民、NPO、関係団体や民間事業者等の参加・協力が重要であることから、地方版総合戦略は、幅広い年齢層からなる住民をはじめ、産業界・市町村や国の関係

行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア（産官学金労言）等で構成する推進組織でその方向性や具体案について審議・検討するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要です。

なお、地方版総合戦略の策定に当たっては、地域金融機関、政府系金融機関等の知見等を積極的に活用することも有効です。

2-2 起草作業

戦略策定に必要な調査等を民間コンサルティング企業等に委託することは差し支えありませんが、戦略の起草作業自体は、住民や産官学金労言の参画を得ながら、地方公共団体自らが行うようお願いします。

3. 地方版総合戦略の構成

3-1 全体的な構成

地方版総合戦略は、創生法第9条、第10条に基づき策定されるものです。当該条文では、地方版総合戦略の内容として、それぞれ第2項第1号～第3号で、①目標、②講ずべき施策に関する基本的方向、③その他必要な事項を規定しています。具体的な施策については、③として整理されます。

具体例については、12月27日参考資料を参照ください。

3-2 国（都道府県）の総合戦略の勘案

都道府県が総合戦略を策定するに当たっては、創生法第9条、第10条の規定により、国の総合戦略を勘案することとなります。国の総合戦略は、人口の現状及び将来の見通しを示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を踏まえ、かつ、その実施状況を検証するための数値目標等を設定することとなっており、地方版総合戦略においても同様に、「地方人口ビジョン」を策定し、これを踏まえるとともに、数値目標等を設定してください。

市町村の総合戦略は、国の総合戦略に加えて、都道府県の総合戦略も勘案の上、策定する必要があります。なお、都道府県が総合戦略を策定する前に、市町村が先行して総合戦略を策定することも差し支えありません。

○まち・ひと・しごと創生法（抄）

（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第九条（略）

2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 （略）

（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第十条（略）

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 （略）

3－3 基本目標と基本的方向

まずは、各地方公共団体における人口の現状と将来の展望（「地方人口ビジョン」）を踏まえた上で、それぞれの地域の実情に応じながら、一定のまとまりの政策分野ごとに、戦略の基本目標を設定します。国の総合戦略でいえば、

- ・「地方における安定した雇用を創出する」
- ・「地方への新しいひとの流れをつくる」
- ・「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」
- ・「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」

となります。

そして、この基本目標の達成に向けてどのような政策を推進していくかを、基本的方向として記述します。「地方への新しいひとの流れをつくる」という目標であれば、例えば「移住希望者の視点に立ち、雇用や住まい、教育等の移住の受け皿に関する総合的な環境整備を行うとともに、全国移住促進センターの活用などを通じて、移住希望者向けの情報提供に取り組む」「若者の大学進学時や就職時に東京圏への転出が多数に及んでいることから、地方大学等の活性化、企業等における地方採用・就労の拡大に取り組む」などの基本的方向が考えられます。

3-4 具体的な施策

前節で設定した政策分野ごとに、それぞれの地域の実情に応じながら計画期間（5年間）のうちに実施する施策を検討し、盛り込みます。すべてが新規の施策である必要はなく、これまでに既に実施されてきている施策であって効果の高いものが含まれていても差し支えありません。

また、国の総合戦略では、付属文書としてアクションプランを作成していますので、施策の検討に当たっては、アクションプランに盛り込まれた国の施策も参考にしてください。

4. 数値目標・重要業績評価指標（KPI）の設定

4-1 基本目標における数値目標

地方版総合戦略には、盛り込む政策分野ごとに5年後の基本目標を設定します。この基本目標には、行政活動そのものの結果（アウトプット）ではなく、その結果として住民にもたらされた便益（アウトカム）に関する数値目標を設定する必要があります。

仮に、定性的な目標を設定する場合には、創生法第8条第3項の規定に基づき、その目標の達成度合いを検証できるよう、客観的な指標を定める必要があります。

例)「地方への新しいひとの流れをつくる」の基本目標の設定
数値目標を設定する場合・・・転入者数 5年間で●●人
定性的な目標を設定する場合・・・転入者数について、毎年度増加を目指す(※)。

※ 定性的な目標を設定した場合には、客観的な指標として「転入者数」を設定の上、毎年度、その数値を確認し、平成26年度の●●人よりも増加したかどうか検証する。

○まち・ひと・しごと創生法(抄)

第八条 (略)

2 (略)

3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4～7 (略)

4-2 各施策における重要業績評価指標(KPI)

各政策分野の下に盛り込む具体的な施策については、それぞれに対して、客観的な重要業績評価指標(KPI)を設定する必要があります。この重要業績評価指標(KPI)は、原則として、当該施策のアウトカムに関する指標を設定するものとします。なお、アウトカムに関する指標が設定できない場合には、アウトプットに関する指標を設定することも差し支えありません。

重要業績評価指標(KPI)：

Key Performance Indicator の略称。

施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう。

以上を踏まえて、地方版総合戦略の骨格を具体的に例示すると、次ページのようになります。

(例)《基本目標》本県への新しいひとの流れをつくる

数値目標：・県全体で、県外からの転入者数：5年間で〇〇人増加
・県全体で、県外への転出者数：5年間で〇〇人減少

基本目標

《基本的方向》

- 移住希望者の視点に立ち、雇用や住まい、教育等の移住の受け皿に関する総合的な環境整備を行うとともに、全国移住促進センターの活用などを通じて、移住希望者向けの情報提供に取り組む。
- 本県においては、若者の大学進学時や就職時に東京圏への転出が多数に及んでいることから、県内に所在する大学等の活性化、企業等における地方採用・就労の拡大に取り組む。

基本的方向

《具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）》

(ア)本県への移住の促進

①移住・交流の専門相談員の配置

県の移住相談センターに移住・交流に関する専門相談員を配置し、インターネット等により本県に関心を持った人に対する相談窓口を整備する。

重要業績評価指標（KPI）：センターを通じた移住者数
〇〇件（5か年分の累計）

（具体的な事業）・移住・交流相談促進事業
・〇〇〇〇事業

②空き家バンク等住宅情報の提供体制整備

県内の各市町村における空き家情報を統合し、一元的に情報提供する。

重要業績評価指標（KPI）：空き家バンクに情報提供した市町村数 〇〇市町村

（具体的な事業）・空き家バンク活用促進事業
・〇〇〇〇事業

(イ)企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

①サテライトオフィス、テレワーク環境の整備の推進

県内各市町村によるサテライトオフィス、テレワーク環境の整備を推進し、県の移住相談センターとも連携しながら、企業の県内拠点の強化や県内での採用拡大につなげる。

重要業績評価指標（KPI）：県内でテレワークを導入する企業数
〇〇社

（具体的な事業）・テレワーク実証実験事業
・〇〇〇〇事業

(ウ)大学等の活性化

①地元大学への進学促進

県内にキャンパスを有する大学等の活性化の取組を支援し、高等教育段階における地元進学を促進する。

重要業績評価指標（KPI）：自県大学進学者の割合 〇〇%

（具体的な事業）・高校と大学との交流促進事業
・〇〇〇〇事業

具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

5. 戦略の対象となる政策

5-1 政策分野の範囲

地方版総合戦略は、まち・ひと・しごと創生に関するものであることから、その中に盛り込むべき施策としては、①しごとづくり②ひとの流れ③結婚・出産・子育て④まちづくりに係る各分野を幅広くカバーすることが望まれます。とりわけ、「しごとづくり」は、まち・ひと・しごと創生の好循環を生み出す重要分野であり、十分に位置づける必要があります。

ただし、各地域に固有の地域資源を活用する観点や、人口の自然増減・社会増減の現況を踏まえて、特定の分野や特定の施策を重点的に推進することは差し支えありません。

例えば、中山間地に所在する市町村では、「しごとづくり」の観点から農林水産業や観光に関する施策を重点的に実施したり、人口が流入超過で出生率の低い大都市圏では、結婚・出産・子育て支援に重点を置いた施策を実施したりするなどの工夫が考えられます。

5-2 「政策5原則」を踏まえた施策の推進

国の総合戦略に盛り込まれた「政策5原則」（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）の趣旨を踏まえて、効果的に施策を推進してください。

例) 「自立性」に即した取組として、事業の検討に際して地域金融機関等の参画を得て、事業の継続性など金融面からのチェックや民間融資の可能性なども視野に入れて事業を構築することが考えられる。

5-3 補助事業の活用、地方単独事業の積極的な推進

施策の検討に当たっては、国の平成26年度補正予算、平成27年度当初予算における各種補助事業や、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」（平成26年度補正予算で創設）などを積極的に活用してください。

また、地方財政計画に地方創生に必要な経費として「まち・ひと・しごと創生事業費（仮称）」1兆円が計上されたことを踏まえ、地域の自主性を発揮した地方単独事業に積極的に取り組んでください。

5-4 「地域経済分析システム」の活用

国においては、企業間取引、観光地における人の動き、現在及び将来の人口構成、人口流出先・流入元等、地域経済に関する様々なビッグデータを活用し、

地域の特性を分析できる「地域経済分析システム」について、平成 27 年 4 月から各地方公共団体に活用していただけるよう開発を進めています。

本システムを十分に活用し、客観的データに基づいて、各地域の強み・弱みを含めた特性を把握した上で、数値目標及び重要業績評価指標（KPI）の設定や講じた施策の効果検証を行っていただくとともに、これらを踏まえた地方版総合戦略の策定に取り組んでください。

システムの活用方法につきましては、今後、各ブロック別での説明会の開催、各地方経済産業局及び地方運輸局によるサポートを行います。

6. 総合計画等との関係

6-1 総合計画等と地方版総合戦略との関係

地方版総合戦略は人口減少克服・地方創生を目的としていますが、いわゆる総合計画等は、各地方公共団体の総合的な振興・発展などを目的としたものであり、両者の目的や、含まれる政策の範囲は必ずしも同じではありません。また、地方版総合戦略においては数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定することとなっていますが、こうした手法は、総合計画等においては義務付けられたものではありません。

これらの理由から、地方版総合戦略は総合計画等とは別に策定してください。

ただし、総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能であると考えられます。

7. PDCA サイクルの確立

7-1 PDCA サイクル

まち・ひと・しごと創生を実現するためには、従来の政策の反省の上に立ち、PDCA サイクルを確立することが必要です。具体的には、まず、効果的な総合戦略を策定し、着実に実施していくとともに、4. で設定した数値目標等を基に、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改訂するという一連のプロセスを実行していくことになります。

PDCA サイクル：

Plan・Do・Check・Action の略称。

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

Plan・Do として効果的な地方版総合戦略の策定・実施、Check として地方版総合戦略の成果の客観的な検証、Action として検証結果を踏まえた施策の見直しや地方版総合戦略の改訂を行うことが求められる。

7－2 外部有識者の参画

総合戦略の効果検証に際しては、その妥当性・客観性を担保するため、行政の中だけで行うのではなく、2－1で述べた推進組織などを活用して、外部有識者等の参画を得ることが重要です。

8. 地方議会との関係

8－1 地方議会による議論

地方版総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、各地方公共団体の議会においても、地方版総合戦略の策定段階や効果検証の段階において、十分な審議が行われるようにすることが重要です。

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」の全体像

ー ローカル・アベノミクスの実現に向けて ー

I. 地方創生をめぐる現状認識

1. 我が国の人口減少の現状

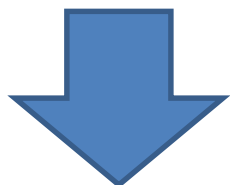
- ・人口減少は歯止めがかかっていない。平成 26 年の合計特殊出生率は 1.42 に低下、年間出生数は過去最低（約 100 万人）。

2. 東京一極集中の傾向

- ・平成 26 年には東京圏へ 11 万人の転入超過（前年比約 1 万 3 千人増）。若年層（特に若年女性）が流入。

3. 地域経済の現状

- ・地域経済は、有効求人倍率や一人当たり賃金、就業者数など雇用・所得面で改善。一方、消費の回復が大都市圏に比べ遅れ。人手不足も顕在化。



II. 地方創生の基本方針

ー地方創生の深化ー

1. 国と地方の総合戦略策定から事業推進の段階へ

2. 「地方創生の深化」を目指すーローカル・アベノミクスの実現ー

①「稼ぐ力」を引き出す（生産性の高い、活力に溢れた地域経済の構築）

②「地域の総合力」を引き出す（頑張る地域へのインセンティブ改革）

③「民の知見」を引き出す（民間の創意工夫・国家戦略特区の最大活用）

3. 新たな「枠組み」「担い手」「圏域」づくり

III. 地方創生の深化に向けた政策の推進

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

○生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的な取組

各企業・産業における「稼ぐ力」の向上、地域企業の経営体制の改善・人材確保等、地域全体のマネジメント力の向上、地方創生 IT 利活用促進プランによる産業活性化と生活の質の向上、地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組、総合的な支援体制の改善

○観光業を強化する地域における連携体制の構築

日本版 DMO を核とする観光地域づくり・ブランドづくりの推進、地域の資源を活用したコンテンツづくり、観光消費拡大等のための受入環境整備

○農林水産業の成長産業化

需要フロンティアの拡大・バリューチェーンの構築、農業生産現場の強化等、林業の成長産業化、漁業の持続的発展

○「プロフェッショナル人材」の確保等

「プロフェッショナル人材戦略拠点」の整備、人材還流政策間の連携強化

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

○地方移住の支援

地方移住を希望する国民のニーズに応える体系的・一体的な支援

○「日本版 CCRC」構想の推進

高齢者の希望実現・地方移住支援等の観点から日本版 CCRC 構想を推進

○企業の地方拠点強化等

本社機能の移転や地方での拡充に取り組む事業者への支援

○政府関係機関の地方移転

地方が目指す発展に資する政府関係機関の移転検討

○地方大学等の活性化

意欲と能力のある若者が地方に残り活躍する環境整備のため地方大学等を活性化

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

○少子化対策における「地域アプローチ」の推進

地域の「見える化」の推進（「地域指標」の公表）、地域の実情に即した「働き方改革」、地域における先駆的・優良事例の横展開、少子化対策の効果検証

○出産・子育て支援

妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援、「子ども・子育て支援新制度」の円滑かつ持続的な実施等、周産期医療の提供体制の確保

○働き方改革

若い世代の経済的安定、国による支援

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

○まちづくり・地域連携

まちづくりにおける官民連携の推進、まちづくりにおける地域連携の推進、都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進、ひとの流れと活気を生み出す地域空間の形成、空き家対策等既存住宅ストックの有効活用、まちづくり人材の育成・確保

○「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成、地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立、地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保、地域における仕事・収入の確保、中山間地域等における施策の位置付け

○地域医療介護提供体制の整備等

地域医療介護提供体制の整備、雇用労働環境の変化に対応したサービス構造の改革

○東京圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

東京圏の医療・介護問題への対応、東京圏の少子化問題への対応



IV. 地方創生に向けた多様な支援

1. 支援の基本方向

2. 支援の拡充

○情報支援（地域経済分析システム（RESAS）によるワンストップでの官民ビッグデータ活用支援、新たなデータ分野の追加、国民への広報・普及）

○人的支援（地方創生コンシェルジュ、地方創生人材支援制度、地方創生人材プラン（仮称））

○財政支援（まち・ひと・しごと創生事業費、「新型交付金」の創設、各種補助金等）

3. 広報周知活動

まち・ひと・しごと創生基本方針 2015
ーローカル・アベノミクスの実現に向けてー

(抄)

平成 27 年6月 30 日
閣 議 決 定

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(1) まちづくり・地域連携

まちづくり・地域連携に関する施策（都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成、中心市街地等の活性化、連携中枢都市圏や定住自立圏等の形成など）の効果をより高めるためには、ビッグデータ等を活用した都市の経済分析等に基づき、各施策が互いに連携し、一体的かつ重層的に取り組んでいく必要がある。

地方都市の再生と地方経済の活性化を同時に実現するため、官民連携・地域連携・政策間連携を通じ、地域経済を支えるサービス産業の生産性を向上させる取組や新たな需要を喚起する取組等によって地域の「稼ぐ力」を高めるとともに、地域価値の向上を図ることが重要である。また、地元大学等と連携しつつ、次世代を担う学生・若者や女性の意見やアイデアを積極的に採り入れてまちづくりを進めることが重要である。同時に、国の「総合戦略」の改訂に向け、目標数値やKPIの在り方について検討を進めることが必要である。

①まちづくりにおける官民連携の推進

エリアの特徴をいかした都市戦略の実現に対し、企画・策定の段階から、地域経済界や市民団体、金融機関等必要な投融資を行う主体など、地域に関わる産官学労の幅広い合意と協力を得る。その上で、戦略的なまちづくりによる需要密度の向上と、それに連動した各事業者の成長戦略を効果的に連携させながら実現し、サービス産業等の生産性向上と活性化を図る。

【具体的取組】

◎広域的な官民連携の推進

- ・国内外における取組事例⁽³⁸⁾も参考にしながら、広域的経済圏において、地域の成長を目的として、成長戦略の策定からプロジェクト実施まで一貫して行うための官民連携の推進体制を構築する。
- ・まちづくり等に関する取組について客観的評価の実施が可能となるよう、評価指標の選定、データの収集方法等について検討を進め、地域間評価も含めた効果的な評価手法を確立する。その際、一定の地域に人と企業が集積することによる「密度の経済」と地域の「稼ぐ力」の関係を表す評価指標の策定に注力する。
- ・我が国における官民連携型のエリア開発・マネジメントの取組や諸外国のBID⁽³⁹⁾のような取組も参考にしながら、具体的プロジェクト

⁽³⁸⁾ 国内の取組の例として、福岡都市圏において成長戦略の策定から推進までを一貫して担う産官学民の連携組織（福岡地域戦略推進協議会）が平成23年4月に設立された。当該協議会は、福岡県、福岡市など複数の地方公共団体、経済団体、域内外の企業、金融機関、大学等から構成される。

⁽³⁹⁾ Business Improvement District の略。米国・英国等における制度で、主に商業地域において地域内の資産所有者・事業者が、地域の発展を目指して必要な事業を行うための組織と資金調達等について定めたもの。

の実施に当たっての官民連携の形を検討し、地域の実情に即した取組を進める。

②まちづくりにおける地域連携の推進

連携中枢都市圏の推進に当たっては、人口や行政サービス、生活基盤等の面だけでなく、経済・雇用や都市構造の面も重視した連携を構築する。また、定住自立圏が果たすべき人口のダム機能に関する検証を十分に行い、人口減少克服の観点から地域連携が有効に機能する仕組みを構築する。

【具体的取組】

◎都市（圏）の条件確定（連携中枢都市圏）

- ・連携中枢都市圏については、既に指定都市・中核市を中心とした都市圏の取組が先行して進められているところであり、今年度に地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で、都市（圏）の条件について確定させる。

◎取組成果の再検証（定住自立圏）

- ・定住自立圏については、人口の観点を含めこれまでの取組成果について再検証を行い、雇用増対策など定住自立圏の取組の支援策を検討・実施する。

③都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進

各種の都市機能が住民から見てアクセスしやすく利便性の高いものとなるよう整合性をもって配置されるとともに、一定の地域に人と企業を集積し、「密度の経済」を実現することによる地域の「稼ぐ力」の向上に資するため、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成に当たっては、公共施設の再編、国公有財産の最適利用、医療・福祉、中心市街地の活性化等の関連施策との連携の下、総合的に取組を進める。

【具体的取組】

◎都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進等

- ・都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成に向けて、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の再編等、国公有財産の最適利用、地域包括ケアシステムの構築、「まちの賑わい」づくりなどの関連施策との連携を図る。このため、コンパクトシティ形成支援チームの下に、関連施策テーマごとに関係省庁と関係地方公共団体から成るワーキンググループ（連携WG）を立ち上げる。まちづくりの現場の課題・ニーズを把握した上で、施策の充実や市町村内の部局間連携強化のための環境整

備等を行うとともに、先行事例の中から好事例をモデルケースとして情報提供することで、立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の策定の促進を図る。

- ・一定の地域に人と企業が集積することによる「密度の経済」と地域の「稼ぐ力」との関係を表す評価指標の策定作業と連携を図りつつ、その取組を推進する。

④ひとの流れと活気を生み出す地域空間の形成

地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上を図るには、「密度の経済」を実現することが有益であり、そのため、ひとの流れと活気を生み出す「まちのヘソ」とも言うべき地域空間を形成する。その際には、多様なサービス産業の可能性や新たな需要の創出、さらには地域への愛着や誇りを醸成する観点に着目し、人の集う「まちの賑わい」づくりを進める。

【具体的取組】

◎官民連携によるエリア開発の促進、民主導のエリアマネジメント活動の推進、「まちの賑わい」づくりに資する包括的政策パッケージの策定・実施

- ・官民連携によるエリア開発を促進するため、その担い手となるまちづくり会社等の財源確保・資金調達手段の多様化、まちづくり人材の育成・活用の強化、空き家・空き店舗や公共施設・公的不動産等の利活用の促進、歩いて買い物等ができる地域の整備、「土地の所有と利用の分離」の手法等の活用、小規模・修復型のエリア整備手法等の活用、新規出店者の創業支援を含む商業・サービス業の新陳代謝の促進、市町村の枠組みを超えた広域的な連携の促進策、都市再開発における手続の合理化、成功事例の横展開を図るための好事例の抽出と情報提供等について検討する。
- ・オープンカフェ設置による賑わい創出、まちなみ景観形成、地域プロモーションなど、民主導のエリアマネジメント活動の推進を図るための環境整備等を検討する。
- ・上記の検討も踏まえ、平成27年中に、地域にひとの流れと活気を生み出す地方都市の拠点の活性化を強力に後押しするための具体的方策について、制度改正・財政支援措置を含めた包括的政策パッケージを策定した上で、関係府省庁が一体となって、順次関連する施策を実施する。

⑤空き家対策等既存住宅ストックの有効活用

空き家対策の推進に当たっては、空き家への住み替え、他用途への転用による利活用、空き家の除却など、空き家の状況や地域の事情等に応じた取組を行う。また、空き家の有効活用を図る観点から、中古住宅を市場に流通させる取組を進める。

【具体的取組】

◎空家対策特別措置法等に基づく地方公共団体への総合的な支援、中古住宅・リフォーム市場活性化

- ・本年5月26日に全面施行された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）等を契機とし、住宅所有者等に対し、情報提供を行うなどノウハウの普及と気運の醸成を図るとともに、地方公共団体が総合的な計画を策定することを支援する。この際、売却、賃貸住宅としての活用、他用途への転用など、リフォームを含めた空き家の積極的な利活用を図る。
- ・建物検査（インスペクション）や住宅性能表示、瑕疵保険の普及・定着等による中古住宅の品質の向上・可視化、不動産関連情報の提供体制の整備等により、中古住宅・リフォーム市場の活性化を図る。これを通じ、住宅ストックを流動化し、ライフスタイルやライフステージに応じた住み替えを円滑化する。

⑥まちづくり人材の育成・確保

官民が連携したエリア開発・マネジメントの取組の具体化を促すため、それを担う人材を育成・確保する。

【具体的取組】

◎「まちづくりプロフェッショナル人材」の育成・確保、リノベーションに係る専門人材の育成、ノウハウの普及

- ・「プロフェッショナル人材事業」による「人材戦略拠点」の支援を得つつ、UIJターン助成制度等を活用しながら、「まちづくりプロフェッショナル人材」の地方への還流を促す。また、同拠点は、地域全体の成長戦略やまちづくり戦略を踏まえつつ、「まちづくりプロフェッショナル人材」の確保・活躍を支援する。
- ・民主導のリノベーション事業を担う人材について、リノベーション事業の実施等を通じ、実践的なノウハウを有する専門人材を育成する。また、その専門人材が、他地域におけるリノベーション事業に参加し支援することを促進することで、成功事例の全国的な横展開を図る。

（２）「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

「小さな拠点」の形成に向けた取組を行う場合、土地利用や施設配置に係る取組にとどまらず、集落生活圏において必要な生活サービスの提供、収入を得るための事業が将来にわたって継続できるようにすることが重要である。その際、①地域住民が自ら主体的に地域維持のための取組に参画すること、②持続可能な取組とするためには、域内サービス提供の事業と同時に域外からの収入確保のため

の事業を併せて行うこと、③事業を実施する上で、地域住民、事業経営体などの参画・能力の活用に加え、UIJ ターンなど外部人材の導入や専門人材等によるサポートが求められる。

①地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成

「総合戦略」が対象とする5年間のうちに、今後の地域の在り方、事業の取組方向について、集落生活圏単位で地域住民が主体的に参画し、地域の将来ビジョンを盛り込んだ「地域デザイン」（今後もその集落で暮らすために必要な、自ら動くための見取り図）を策定し、事業に着手することが求められる。「地域デザイン」は、「地方版総合戦略」に反映されることが望ましい。

【具体的取組】

◎ワークショップを通じた地域住民による将来ビジョン（「地域デザイン」）の策定

- ・市町村のサポートや、ファシリテーターなど外部専門人材や地域人材、公民館等を活用し、地域住民が主体となって、今後の地域の在り方について学び考えていくワークショップの実施を推進する。その際、地域の現状や展望を整理する「地域点検カルテ」の作成を推進するとともに、「地域デザイン」の策定・実行まで長期間を要し得ることを踏まえて支援する。

②地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立

持続可能な地域づくりのために、「地域デザイン」に基づき、地域住民自らが主体となり、役割分担を明確にしながら、生活サービスの提供や域外からの収入確保などの地域課題の解決に向けた事業等について、多機能型の取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）を形成することが重要である。

【具体的取組】

◎地域運営組織の形成及び持続的な運営

- ・先発事例を体系的に整理・提供するとともに、交付金や各府省庁のモデル事業、外部人材（導入には「地域おこし協力隊」や人材還流事業等を活用）を有効に活用し、取組体制の構築から事業の着手までを支援する。
- ・地域運営組織の法人格の取得、組織・人材・拠点の一体的な取組、データに基づく分析等の円滑な実施に向け、実態に応じ環境整備を図る。

③地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保

日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結ぶとともに、地域住民のニーズに対応した、地域の運営組織等が提供する生活サービスの多機能化、生活サービスを持続していくための物流システムの構築等を推進することが重要である。

【具体的取組】

◎生活サービスの集約・確保やネットワークの維持等の推進

- ・先発事例の整理・情報提供等により改正地域再生法に基づく取組を推進する。
- ・拠点施設における福祉サービスのワンストップ化を推進する。
- ・住民の買い物等を支える円滑な物流のため、運送各社等が連携した新たな共同配送スキームの構築やボランタリーチェーン等との連携、安定的な石油製品の供給システムの確立を推進する。
- ・域内の人・モノの複合的かつ効率的な輸送システムの構築や、特区等において自動走行などの近未来技術の実証等を推進する。
- ・学校統合を検討する場合、小規模校存続を選択する場合、休校した学校を活用・再開する場合に対応して、その検討に資する手引の更なる周知を図るとともに、活力ある学校づくりに向けた支援の拡充を図る。

④地域における仕事・収入の確保

コミュニティビジネスを振興し、小さくとも地域に合った自立的な事業を積み上げ、地域経済の円滑な循環を促す。その際、地域資源を活用しながら複数の事業を組み合わせる実施する取組と横断的なビジネスを実行する人材の確保を推進する必要がある。

【具体的取組】

◎地域資源をいかしたコミュニティビジネスの振興

- ・地域の特性をいかした農林水産物の生産や6次産業化による高付加価値化、観光資源や「道の駅」等を活用した都市との交流産業化、再生可能エネルギーの導入等多機能型の事業の振興、創業、継業を推進する。
- ・人材の地方への還流や外部人材の確保・活用を推進する。

⑤中山間地域等における施策の位置付け

中山間地域等においては、その多面的機能の発揮を促進する施策と併せ、自立的発展を促進する必要がある。

【具体的取組】

◎各省施策の連携等による取組の推進

- ・関係府省庁が連携し、先発事例の紹介、改正地域再生法に基づく「小さな拠点」の形成に係る土地利用計画等への特例措置、モデル事業などの各府省庁の事業等を実施し、全国的な横展開を推進する。
- ・将来にわたって地域で組織・事業を運営できる人材、地域の取組をサポートできる人材の大学等における体系的な育成を推進する。

(3) 地域医療介護提供体制の整備等

人口減少や高齢化が本格的に進展する中で、地域医療介護提供体制の確保に当たっては、中長期的な視点から、地域の特性及び雇用労働環境の変化に応じた対策が必要である。地域において日常生活を営む人々の希望の実現を図り、その医療・介護ニーズに応えていく視点が重要である。

①地域医療介護提供体制の整備

中山間地域等、人口 10 万人以上の地方都市、大都市圏（特に東京圏）では高齢化の進展状況が異なる。団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）を当面の目標に、こうした地域特性の違いに応じた取組を進める。都道府県によるイニシアティブの下、切れ目のない医療介護提供体制の整備、ケア人材不足に対応した持続可能なサービス構造の確立、新たな公立病院改革ガイドラインに基づく公立病院改革を進める。

【具体的取組】

◎地域の特性に応じた対応

- ・都道府県が中心となって、それぞれの地域において必要な医療が確保されるよう地域医療構想を策定し、患者の視点に立って、どの地域の患者も、その状態像に即した適切な医療を適切な場所で受けられることを目指す。
- ・地域における医療ニーズの将来の見通しを踏まえて、公立・公的病院を含めた複数の病院間で病院の統合等を進めるなど、地域の実情を踏まえ、医療ニーズの内容に応じて病床を機能分化しながら、人口構造の変化に対応した切れ目のない医療・介護を提供する体制を整備する。
- ・同様の医療機能の病院が複数立地している地域においては、地域の実情に応じて提供体制の再編を進め、地域の医療提供の核となる高度医療を担う病院や急性期を担う病院と、周辺地域に根差して必要なケアを提供する病院との間で役割分担を行うといった対応を促す。
- ・また、「人生 90 年」という超高齢社会が到来する中で、重症化予防や健康づくり対策によって住民の健康長寿の実現を図ることは重要な課題であり、民間の健康サービス等の活用も含め、地域の先駆的取組の横展開を図る⁽⁴⁰⁾。

⁽⁴⁰⁾ 広島県呉市では、多職種間の連携により情報の収集・共有を図りながら、生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組んでおり、その結果、重症化による人工透析への移行予防に効果を上げている。神奈川県では、食や運動、社会参加など、ライフスタイルの見直しにより、人々の健康を維持しより良い状態にしていこうとする「未病を治す」取組を進めている。大阪府高石市では、ウォーキングロードや河川整備など自然と外に出たくなり歩行量を増加させる取組など、まち全体を無意識に健康づくりが行える環境へ整えることで、医療費等の適正化に取り組んでいる。

◎公立病院改革

- ・今後の地域医療構想を踏まえ、公立病院の役割を明確化した上で経営改革を推進するとともに、医療提供体制の確保にこれまで以上に大きな責任を有する都道府県の役割を強化していく。公立と公的・民間との間の再編も含め公立病院の再編・ネットワーク化を進めるとともに、意思決定の権限と責任を現場に持たせるため、公立病院の地方独立行政法人化や指定管理者制度等の活用を図る。

◎平成 30 年度の節目に向けた取組推進

- ・医療・介護分野の改革の大きな節目である平成 30 年度（2018 年度）に向けて、必要な対応を着実に進めていく。

②雇用労働環境の変化に対応したサービス構造の改革

地方において医療・福祉人材の高齢化が進む中、潜在的有資格者も含めた人材の需給推計など今後の見通しを明らかにした上で、医療・福祉サービスの生産性向上、子育て・介護分野の人材の流動性向上、職場環境の改善を通じた魅力的な労働環境の創出に取り組む。

【具体的取組】

◎介護福祉サービス・人材の融合・連携

- ・以下の 3 つの観点から、サービスの生産性の向上、必要なケア人材の確保等を進める。
 - ①IT、医療・介護機器・ロボット活用などの「イノベーション・アプローチ」
 - ②障害福祉、児童福祉、介護サービスを一体的に提供する拠点整備や相談窓口のワンストップ化などの「サービス融合アプローチ」
 - ③各分野の人材養成カリキュラム・受験科目等の相互調整などによる「人材多様化アプローチ」
- ・人口減少下における地域医療介護提供体制の確立に当たって大きな節目となる平成 30 年度に向けた取組を進め、必要に応じて関連制度の見直しを行っていく。

（４）東京圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

我が国の高齢化は、世界的にみても空前の速度と規模で進行している。その中でも、東京圏においては今後 10 年間で後期高齢者が 175 万人増加すると見込まれており、医療・介護の供給不足問題が深刻化し、これに伴う地方からの人材流入とともに、単独世帯や空き家が増加することが予想される。また、出生率の低い東京圏に若年女性の転入超過が多いことは、我が国全体の少子化の動向に大きな影響を与えている。さらに、首都直下地震などの巨大災害に伴うリスクが指摘されている。高齢者の医療介護・住まいの整備や、通勤を含めた働き方改革につ

いて、一都三県（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）が連携し広域的・一体的に対応することが求められる。

①東京圏の医療・介護問題への対応

今後急速に高齢化が進む東京圏においては、近い将来、医療・介護サービスの問題が深刻化することが予想される。このため、増加する空き家への対応も含め、東京圏における医療介護・住まいの整備について広域的な取組を進めるとともに、地方への移住を希望する人々を支援する。

【具体的取組】

◎「一都三県の連携」と「地方移住支援」

- ・東京圏における地域医療介護提供体制の整備と高齢者の住まいの整備の取組を一体的に推進することが重要である。また、空き家問題（東京圏で 200 万戸⁽⁴¹⁾）への対応も課題となっている。このような場合において、一都三県と国が連携し、広域的な観点から地域体制整備に取り組むことが重要である。このため、高齢者を中心とする医療介護提供体制の整備と、空き家の活用や公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化、いわゆるニュータウンの再生や住み替え支援（リバース・モーゲージ、中古住宅・リフォーム市場の活性化等）の一体的な推進について、一都三県と国が連携して取り組んでいく。
- ・東京在住者のうち、50 歳代男性の半数以上、また 50 歳代女性及び 60 歳代男女の約 3 割が地方移住を予定又は検討したいとの意向を持っている。こうした希望の実現を図り、高齢者の地方移住の選択肢を支援していく。

②東京圏の少子化問題への対応

平均初婚年齢や第 1 子出産年齢が全国でも際立って高く、特に第 3 子以降の出生数が全国と比べて非常に少ない東京圏において、地域の働き方の特性に応じた「地域・働き方アプローチ」の取組を進める。

【具体的取組】

◎東京圏における働き方の見直し

- ・東京圏の低出生率には、労働時間の問題など若い世代の働き方が大きく影響していると考えられ、日本を代表する企業が多く集積している東京圏においては、「地域少子化・働き方指標」の作成・公表が特に重要である。
- ・東京圏の企業においては、長期的かつ社会経済全体の視点から、ワーク・ライフ・バランスや子育てしやすい職場環境づくりに取り組むことが求められる。

⁽⁴¹⁾ 総務省「平成 25 年住宅・土地統計調査」による。本調査結果の空き家には賃貸・売却用等も含まれるため、全てが問題となる空き家ではないことに留意が必要。